令和７年２月定例会　　教　育　長　報　告

行　　事　　表	
１月２８日(火)	第２回能代市立図書館協議会（二ツ井町庁舎　大会議室）
〃	令和６年度能代市生涯学習推進協議会（二ツ井町庁舎　大会議室）
１月２９日(水)	第１回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
１月３０日(木)	能代市青少年問題協議会幹事会（二ツ井町庁舎　大会議室）
１月３１日(金)	令和６年度能代市子ども館運営協議会（能代市子ども館）
２月　３日(月)	市議会全員協議会（本庁舎　議場）
２月　４日(火)	市議会臨時会（本庁舎　議場）
２月　５日(水)	校長人事評価面談：各小学校（～２月６日　二ツ井町庁舎　庁議室）
〃	令和６年度能代市校長会第４回校長研修会（第四小学校）
２月　７日(金)	校長人事評価面談：各中学校（二ツ井町庁舎　庁議室）
２月１２日(水)	第２回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
２月１４日(金)	能代市栄光賞授与式（能代市文化会館）
２月１７日(月)	第３回能代市社会教育委員の会議（二ツ井町庁舎　大会議室）
〃	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎　大会議室）
２月１８日(火)	第２回能代市立小・中学校事務共同実施推進協議会 （二ツ井町庁舎　庁議室）
２月１９日(水)	第３回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
２月２０日(木)	第２回能代市奨学選考委員会（本庁舎　会議室８）
２月２１日(金)	能代市青少年問題協議会委員会（二ツ井町庁舎　大会議室）
２月２５日(火)	市議会定例会（～３月２４日　本庁舎　議場）
３月　９日(日)	中学校卒業式（能代第二中学校）
３月１１日(火)	小学校卒業式（渟城西小学校）
３月２１日(金)	市制施行記念能代市表彰式（能代市文化会館）
３月２７日(木)	教育委員会定例会（本庁舎　会議室９・１０）

承認第５号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成１８年能代市教育委員会規則第５号）第３条第１項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定により承認を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

１　臨時に代理した理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、次の案件について市長からの意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成１８年能代市教育委員会規則第５号）第３条第１項の規定により、臨時に代理したものである。

２　臨時代理の内容

公用車で走行中における道路脇の建造物損壊事故により発生した損害賠償の額を定め和解することについての市長の専決処分に同意することについて

※令和６年１０月定例会の承認第８号に係る事故と同一の事故となります。

３　臨時代理年月日

令和７年２月１２日

別紙

専決第　　号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり専決処分する。

令和７年２月１２日

能代市長　　齊　藤　滋　宣

１　損害賠償の相手方　　被害物件所有者の法定相続人
由利本荘市鳥海町伏見字赤渋３１番地４
加　藤　康　子

２　損害賠償の額　　３０６，８３７円

参考

専決処分した損害賠償の額を定め和解することの報告について（報告第２号）

令和６年８月２日に、能代市二ツ井町種字外面地内において発生した事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により報告するものです。

１　事故の概要

公用車で県道能代二ツ井線を走行中、運転操作を誤り、道路脇の建造物等へ衝突し、建造物を損壊させた。

※令和６年１２月定例会の報告第１４号に係る事故と同一の事故となります。

２　損害賠償の相手方　　被害物件所有者の法定相続人

由利本荘市鳥海町伏見字赤渋３１番地４

加　藤　康　子

３　損害賠償の額　　３０６，８３７円（過失割合１０割）

４　専決年月日　　令和７年２月１２日

なお、損害賠償金は、その全額が全国市有物件災害共済会の共済金で支払われます。

議案第１号

能代市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

別紙

議案第　　号

能代市学校給食費に関する条例の一部改正について

能代市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月２５日提出

能代市長　　齊　藤　滋　宣

能代市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

能代市学校給食費に関する条例（令和４年能代市条例第８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

能代市学校給食の実施に関する条例

第１条中「に係る学校給食費の徴収」を削る。

第２条第５号を削る。

第４条中「学校給食費負担者」を「学校給食を受ける児童又は生徒の保護者」に、「徴収する」を「徴収しない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該保護者が規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。

第４条に次の１項を加える。

２　市長は、教職員その他学校給食の提供を受ける者から学校給食費を徴収する。

第６条中「学校給食費負担者」を「第４条第２項に掲げる者」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条及び第６条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

提案理由

子育て世帯の経済的負担の軽減に資するため、市立学校における学校給食費の無償化を実施しようとするものである。

参考

能代市学校給食費に関する条例　新旧対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
○能代市学校給食費に関する条例	○能代市学校給食の実施に関する条例
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この条例は、学校給食法（昭和２９年法律第１６０号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この条例は、学校給食法（昭和２９年法律第１６０号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　学校給食　法第３条第１項に規定する学校給食をいう。	（１）　学校給食　法第３条第１項に規定する学校給食をいう。
（２）　学校給食費　法第１１条第２項に規定する学校給食費をいう。	（２）　学校給食費　法第１１条第２項に規定する学校給食費をいう。
（３）　市立学校　能代市立学校条例（平成１８年能代市条例第６７号）に規定する学校をいう。	（３）　市立学校　能代市立学校条例（平成１８年能代市条例第６７号）に規定する学校をいう。
（４）　保護者　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。	（４）　保護者　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。
（５）　学校給食費負担者　学校給食を受ける児童又は生徒の保護者及び教職員その他学校給食の提供を受ける者をいう。	
（学校給食費の徴収）	（学校給食費の徴収）
第４条　市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。	第４条　市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から学校給食費を徴収しない。ただし、当該保護者が規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。
	２　市長は、教職員その他学校給食の提供を受ける者から学校給食費を徴収する。
（学校給食費の納付）	（学校給食費の納付）

第６条　学校給食費負担者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。	第６条　第４条第２項に掲げる者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

議案第２号

能代市学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

別紙

議案第　　号

能代市学校法人の助成に関する条例の一部改正について

能代市学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月２５日提出

能代市長　　齊　藤　滋　宣

能代市学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

能代市学校法人の助成に関する条例（平成１８年能代市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「第５９条」を「第１３２条」に改める。

第２条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

私立学校法の一部改正に伴い、引用条文を整理しようとするものである。

参考

能代市学校法人の助成に関する条例（平成１８年能代市条例第７１号）新旧対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
○能代市学校法人の助成に関する条例 平成１８年３月２１日 条例第７１号 第１条　私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第５９条の規定により、学校法人が市に援助を申請しようとするときは、申請書に次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。 第１号～第６号　（略） 第２項　（略） 第２条　前条の規定は、私立学校法第６４条第４項の法人に準用する。 附　則　（略）	○能代市学校法人の助成に関する条例 平成１８年３月２１日 条例第７１号 第１条　私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第１３２条の規定により、学校法人が市に援助を申請しようとするときは、申請書に次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。 第１号～第６号　（略） 第２項　（略） 第２条　前条の規定は、私立学校法第１５２条第５項の法人に準用する。 附　則　（略）

議案第３号

能代市公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

別紙

議案第　　号

能代市公民館条例の一部改正について

能代市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月２５日提出

能代市長　　齊　藤　滋　宣

能代市公民館条例の一部を改正する条例

能代市公民館条例（平成１８年能代市条例第７７号）の一部を次のように改正する。

別表第１能代市向能代公民館の項中「能代市向能代字上野越８３番地」を「能代市向能代字上野越８３番地１」に改め、同表能代市二ツ井公民館種梅分館の項中「能代市二ツ井町種字下樋ノ口１５番地１」を「能代市二ツ井町種字下樋ノ口１６７番地種梅ふるさとの家内」に改める。

別表第２の４能代市向能代公民館の表を次のように改める。

４　能代市向能代公民館

区分＼時間		午前	午後	
		９時～正午	正午～６時	６時～１０時
研修室１（和室）		１６０円 （３４０円）	１６０円 （４８０円）	２６０円 （５１０円）
研修室２（洋室）		１６０円 （３４０円）	１６０円 （４８０円）	２６０円 （５１０円）
調理室		４７０円 （７５０円）	４７０円 （９５０円）	５４０円 （８２０円）
大会議室	教育、学術、文化団体が使用するとき	２６０円 （１，１２０円）	２６０円 （１，７００円）	３４０円 （１，２１０円）
	上記以外のものが使用するとき	３，４６０円 （４，３２０円）	３，４６０円 （４，９００円）	５，１９０円 （６，０６０円）

別表第３の４能代市向能代公民館の表を次のように改める。

４　能代市向能代公民館

区分＼時間	午前	午後	
	９時～正午	正午～６時	６時～１０時
研修室１（和室）	８０円 （２６０円）	８０円 （４００円）	１３０円 （３８０円）
研修室２（洋室）	８０円 （２６０円）	８０円 （４００円）	１３０円 （３８０円）
調理室	２３０円 （５１０円）	２３０円 （７１０円）	２７０円 （５５０円）
大会議室	１３０円 （９９０円）	１３０円 （１，５７０円）	１７０円 （１，０４０円）

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第１能代市向能代公民館の項の改正規定、別表第２の４能代市向能代公民館の表の改正規定及び別表第３の４能代市向能代公民館の表の改正規定は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

能代市二ツ井公民館種梅分館の位置を変更するとともに、能代市向能代公民館の建替えに伴う同公民館の位置の変更及び使用料の額等の改定をしようとするものである。

参考

能代市公民館条例（平成18年能代市条例第77号）新旧対照表

改　　正　　前

第１条～第２３条（略）

別表第１（第２条関係）

名称	位置
能代市中央公民館	能代市追分町４番２６号
能代市東部公民館	能代市扇田字道地１５５番地１
能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田１３４番地１
能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越８３番地
能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地１５５番地１能代市東部公民館内
能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下１０４番地能代市檜山地域拠点施設内
能代市鶴形公民館	能代市字町後１６番地能代市鶴形地域拠点施設内
能代市常盤公民館	能代市常盤字堂回９０番地
能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後４９番地
能代市二ツ井公民館仁鮒分館	能代市二ツ井町仁鮒字後山５２番地１
能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水３０４番地
能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口１５番地１
能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口１番地１
能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字山根６４番地４
能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱１２２番地１
能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繋字天神道上３８番地１
能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苅３番地３

別表第２（第９条関係）

１～３（略）

４　能代市向能代公民館

区分＼時間		午前	午後	
		９時～正午	正午～６時	６時～１０時
和室		１６０円（３４０円）	１６０円（４８０円）	２６０円（５１０円）
調理室		４７０円（６４０円）	４７０円（７８０円）	５４０円（７９０円）
大会議室	教育、学術、文化団体が使用するとき	２６０円（８３０円）	２６０円（１，２２０円）	３４０円（１，１００円）
	上記以外のものが使用するとき	３，４６０円（４，０３０円）	３，４６０円（４，４２０円）	５，１９０円（５，９５０円）

５～８（略）

改　　正　　後

第１条～第２３条（略）

別表第１（第２条関係）

名称	位置
能代市中央公民館	能代市追分町４番２６号
能代市東部公民館	能代市扇田字道地１５５番地１
能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田１３４番地１
能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越８３番地１
能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地１５５番地１能代市東部公民館内
能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下１０４番地能代市檜山地域拠点施設内
能代市鶴形公民館	能代市字町後１６番地能代市鶴形地域拠点施設内
能代市常盤公民館	能代市常盤字堂回９０番地
能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後４９番地
能代市二ツ井公民館仁鮒分館	能代市二ツ井町仁鮒字後山５２番地１
能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水３０４番地
能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口１６７番地種梅ふるさとの家内
能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口１番地１
能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字山根６４番地４
能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱１２２番地１
能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繋字天神道上３８番地１
能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苅３番地３

別表第２（第９条関係）

１～３（略）

４　能代市向能代公民館

区分＼時間		午前	午後	
		９時～正午	正午～６時	６時～１０時
研修室１（和室）		１６０円（３４０円）	１６０円（４８０円）	２６０円（５１０円）
研修室２（洋室）		１６０円（３４０円）	１６０円（４８０円）	２６０円（５１０円）
調理室		４７０円（７５０円）	４７０円（９５０円）	５４０円（８２０円）
大会議室	教育、学術、文化団体が使用するとき	２６０円（１，１２０円）	２６０円（１，７００円）	３４０円（１，２１０円）
	上記以外のものが使用するとき	３，４６０円（４，３２０円）	３，４６０円（４，９００円）	５，１９０円（６，０６０円）

５～８（略）

別表第３（第９条関係）

１～３（略）

４　能代市向能代公民館

時間／区分	午前	午後	
	９時～正午	正午～６時	６時～１０時
和室	８０円 （２６０円）	８０円 （４００円）	１３０円 （３８０円）
調理室	２３０円 （４００円）	２３０円 （５４０円）	２７０円 （５２０円）
大会議室	１３０円 （７００円）	１３０円 （１，０９０円）	１７０円 （９３０円）

５～８（略）

別表第３（第９条関係）

１～３（略）

４　能代市向能代公民館

時間／区分	午前	午後	
	９時～正午	正午～６時	６時～１０時
研修室１（和室）	８０円 （２６０円）	８０円 （４００円）	１３０円 （３８０円）
研修室２（洋室）	８０円 （２６０円）	８０円 （４００円）	１３０円 （３８０円）
調理室	２３０円 （５１０円）	２３０円 （７１０円）	２７０円 （５５０円）
大会議室	１３０円 （９９０円）	１３０円 （１，５７０円）	１７０円 （１，０４０円）

５～８（略）

議案第４号

能代市総合体育館条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

別紙

議案第　　号

能代市総合体育館条例の一部改正について

能代市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月２５日提出

能代市長　　齊　藤　滋　宣

能代市総合体育館条例の一部を改正する条例

能代市総合体育館条例（平成１８年能代市条例第８９号）の一部を次のように改正する。

別表第２冷暖房設備使用料（専用使用の場合）の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第５条、第１３条関係）

冷暖房設備使用料（専用使用の場合）

（単位：円）

施設名	使用料	
体育場	１時間につき	２，９７０
体育場観覧席		１，４４０
軽運動場		９６０
格技場		３７０
研修室		１７０
ミーティングルーム		１１０
役員審判室		１１０
会議室		１１０

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

能代市総合体育館に冷暖房機器を設置することに伴い、新たに冷房の使用が可能となる体育場等における冷房設備使用料の額を定めようとするものである。

参考

能代市総合体育館条例（平成１８年条例第８９号）新旧対照表

改　　正　　前	改　　正　　後

別表第２

施設名		使用料	
暖房設備	体育場	1時間	2,970
	体育場観覧席	1時間	1,440
	軽運動場	1時間	960
	格技場	1時間	370
	研修室	1時間	170
	ミーティングルーム	1時間	110
	役員審判室	1時間	110
	会議室	1時間	110
冷房設備	研修室	1時間	110

別表第２

施設名		使用料	
冷暖房設備	体育場	1時間	2,970
	体育場観覧席	1時間	1,440
	軽運動場	1時間	960
	格技場	1時間	370
	研修室	1時間	170
	ミーティングルーム	1時間	110
	役員審判室	1時間	110
	会議室	1時間	110

議案第５号

能代市農林漁家婦人活動促進施設条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

別紙

議案第　　号

能代市農林漁家婦人活動促進施設条例の一部改正について

能代市農林漁家婦人活動促進施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月２５日提出

能代市長　　齊　藤　滋　宣

能代市農林漁家婦人活動促進施設条例の一部を改正する条例

能代市農林漁家婦人活動促進施設条例（平成１８年能代市条例第８２号）の一部を次のように改正する。

別表第１追加使用料の項及び別表第２追加使用料の項中「暖房使用料」を「冷暖房使用料」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

能代市農林漁家婦人活動促進施設に冷暖房機器を設置することに伴い、冷房使用料の額を定めようとするものである。

参考

能代市農林漁家婦人活動促進施設条例（平成１８年能代市条例第８２号）新旧対照表

改　正　前

第１条～第１７条　（略）

附　則　（略）

別表第１（第５条関係）

区分		時間	昼間 午前 9時～正午	昼間 午後 正午～5時	夜間 午後5時～午後10時	全日 午前9時～午後10時
基本使用料	1	第1研修室	310円	520円	600円	1,430円
	2	第2研修室	620円	1,030円	1,210円	2,860円
	3	第3研修室	1,850円	3,090円	3,620円	8,560円
	4	料理研修室	930円	1,550円	1,810円	4,290円
追加使用料		暖房使用料	基本使用料に100分の50を乗じて得た額			
入場料その他これに類するものを徴する場合の使用料			基本使用料に入場料等の区分に応じ次の割合を乗じて得た額を加算した額。ただし、入場料等が2種類以上の区分に該当する場合は、その最高額を基準とする。 (1)　100円以上500円未満　100分の30 (2)　500円以上1,000円未満　100分の50 (3)　1,000円以上　100分の100			

備考　使用料合計額の10円未満の端数は、切り捨てる。

別表第２（第５条関係）

区分		時間	昼間 午前 9時～正午	昼間 午後 正午～5時	夜間 午後5時～午後10時	全日 午前9時～午後10時
基本使用料	1	第1研修室	150円	260円	300円	710円
	2	第2研修室	310円	510円	600円	1,430円
	3	第3研修室	920円	1,540円	1,810円	4,280円
	4	料理研修室	460円	770円	900円	2,140円
追加使用料		暖房使用料	基本使用料に100分の50を乗じて得た額			

備考　使用料合計額の10円未満の端数は、切り捨てる。

改　正　後

第１条～第１７条　（略）

附　則　（略）

別表第１（第５条関係）

区分		時間	昼間 午前 9時～正午	昼間 午後 正午～5時	夜間 午後5時～午後10時	全日 午前9時～午後10時
基本使用料	1	第1研修室	310円	520円	600円	1,430円
	2	第2研修室	620円	1,030円	1,210円	2,860円
	3	第3研修室	1,850円	3,090円	3,620円	8,560円
	4	料理研修室	930円	1,550円	1,810円	4,290円
追加使用料		冷暖房使用料	基本使用料に100分の50を乗じて得た額			
入場料その他これに類するものを徴する場合の使用料			基本使用料に入場料等の区分に応じ次の割合を乗じて得た額を加算した額。ただし、入場料等が2種類以上の区分に該当する場合は、その最高額を基準とする。 (1)　100円以上500円未満　100分の30 (2)　500円以上1,000円未満　100分の50 (3)　1,000円以上　100分の100			

備考　使用料合計額の10円未満の端数は、切り捨てる。

別表第２（第５条関係）

区分		時間	昼間 午前 9時～正午	昼間 午後 正午～5時	夜間 午後5時～午後10時	全日 午前9時～午後10時
基本使用料	1	第1研修室	150円	260円	300円	710円
	2	第2研修室	310円	510円	600円	1,430円
	3	第3研修室	920円	1,540円	1,810円	4,280円
	4	料理研修室	460円	770円	900円	2,140円
追加使用料		冷暖房使用料	基本使用料に100分の50を乗じて得た額			

備考　使用料合計額の10円未満の端数は、切り捨てる。

議案第６号

能代市農林漁家婦人活動促進施設の管理運営に関する規則の一部改正について

能代市農林漁家婦人活動促進施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

能代市農林漁家婦人活動促進施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

能代市農林漁家婦人活動促進施設の管理運営に関する規則（平成１８年能代市教育委員会規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第２号中「暖房料」を「当該既納額のうち、冷暖房使用料相当分」に改める。

様式第１号及び様式第２号中「暖房使用料」を「冷暖房使用料」に改める。

附　則

この規則は、能代市農林漁家婦人活動促進施設条例の一部を改正する条例（令和７年能代市条例第　号）の施行の日から施行する。

提案理由

能代市農林漁家婦人活動促進施設に冷暖房機器を設置することに伴い、能代市農林漁家婦人活動促進施設条例を一部改正し、冷房使用料の額を定めることから、当該冷房使用料に係る規定等を整備するものである。

参考

能代市農林漁家婦人活動促進施設の管理運営に関する規則（平成１８能代市教育委員会規則第３３号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
第１条～第５条　　（略）

（使用料の還付）
第６条　条例第７条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その額は当該各号に定める額とする。
（１）　　（略）
（２）第４条の規定により使用者が使用の取消しを許可されたとき　既納額の１００分の５０に相当する額（暖房料　　については全額）
２　　（略）
３　　（略）

第７条～第１８条　（略）

附　則　　（略）

様式第１号、様式第２号
<table>
<tr><td rowspan="4">使用料</td><td>基本使用料</td><td>円</td></tr>
<tr><td>暖房使用料</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>円</td></tr>
</table>
</td><td>
第１条～第５条　　（略）

（使用料の還付）
第６条　条例第７条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その額は当該各号に定める額とする。
（１）　　（略）
（２）第４条の規定により使用者が使用の取消しを許可されたとき　既納額の１００分の５０に相当する額（当該既納額のうち、冷暖房使用料相当分については全額）
２　　（略）
３　　（略）

第７条～第１８条　（略）

附　則　　（略）

様式第１号、様式第２号
<table>
<tr><td rowspan="4">使用料</td><td>基本使用料</td><td>円</td></tr>
<tr><td>冷暖房使用料</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第７号

能代市立小、中学校管理規則の一部改正について

能代市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

能代市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

能代市立小、中学校管理規則（平成１８年能代市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「３日間」を「４日間」に改め、同項第２号中「８月２４日」を「８月２３日」へ改める。

附　則

この規則は、令和８年３月２２日から施行する。

提案理由

始業式、入学式の行事等、教職員等の新年度準備期間を確保するため、春季休業日と夏季休業日の日数を改正するものである。

参考

能代市立小、中学校管理規則（平成18年能代市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正前	改正後
（休業日等） 第３条　学校教育法施行令第29条第１項の規定による学校の休業日は、次のとおりとする。 (1)　春季休業日　４月１日から土曜日、日曜日を除く３日間及び３月22日から同月31日まで (2)　夏季休業日　７月23日から８月24日まで (3)　冬季休業日　12月26日から１月13日まで (4)　開校記念日 (5)　前各号に掲げるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出た日 ２　前項第１号から第３号までは、校長が教育委員会に届け出てその時期を変更し、その日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。 ３　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、教育委員会に届け出て、休業日に授業を行い、又は休業日と授業日を振り替えることができる。 （略） 附　則 （略）	（休業日等） 第３条　学校教育法施行令第29条第１項の規定による学校の休業日は、次のとおりとする。 (1)　春季休業日　４月１日から土曜日、日曜日を除く４日間及び３月22日から同月31日まで (2)　夏季休業日　７月23日から８月23日まで (3)　冬季休業日　12月26日から１月13日まで (4)　開校記念日 (5)　前各号に掲げるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出た日 ２　前項第１号から第３号までは、校長が教育委員会に届け出てその時期を変更し、その日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。 ３　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、教育委員会に届け出て、休業日に授業を行い、又は休業日と授業日を振り替えることができる。 （略） 附　則 （略） この規則は、令和８年３月２２日から施行する。

議案第８号

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部改正について

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則

能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和２年能代市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「２８万円」を「３３万５千円」に、「３３６万円」を「４０２万円」に、「３０万円」を「３４万５千円」に、「３６０万円」を「４１４万円」に、「３２万５千円」を「３５万５千円」に、「３９０万円」を「４２６万円」に、「３３万円」を「３６万円」に、「３９６万円」を「４３２万円」に改める。

附則第２項第１号ウ中「以後」を「から令和７年３月まで」に改め、同号に次のように加える。

エ　令和７年４月以後の月分　月額３６万円（年額４３２万円程度）

附則第２項第２号ウ中「令和７年７月」を「令和７年３月」に改め、同号エ中「３３万円」を「３６万円」に、「３９６万円」を「４３２万円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ　令和７年４月から同年７月までの月分　月額３５万５千円（年額４２６万円程度）

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

昨今の民間給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえ、参加者の報酬額を改定しようとするものである。

参考

能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和２年能代市教育委員会規則第４号）新旧対照表

改正前	改正後
第４章　報酬その他の給付 （報酬及びその計算） 第７条　参加者の報酬は、参加期間１年目については月額28万円（年額336万円程度）、２年目については月額30万円（年額360万円程度）、３年目については月額32万５千円（年額390万円程度）、４年目及び５年目については月額33万円（年額396万円程度）とする。 ２　報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。 ３　参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第３項及び第４項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。 ４　勤務１時間当たりの報酬額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第１項で規定する１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 （略） 附　則 （施行期日） １　この規則は、令和２年４月１日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症の影響による報酬の特例） ２　第７条第１項の規定にかかわらず、来日日が令和３年９月１日から令和４年７月30日までの間にある参加者に係る令和４年８月以後の月分の報酬額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　来日日の翌日から令和４年７月31日までの期間が６月以上の場合　次に掲げる区分に応	第４章　報酬その他の給付 （報酬及びその計算） 第７条　参加者の報酬は、参加期間１年目については月額33万５千円（年額402万円程度）、２年目については月額34万５千円（年額414万円程度）、３年目については月額35万５千円（年額426万円程度）、４年目及び５年目については月額36万円（年額432万円程度）とする。 ２　報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。 ３　参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第３項及び第４項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。 ４　勤務１時間当たりの報酬額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第１項で規定する１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 （略） 附　則 （施行期日） １　この規則は、令和２年４月１日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症の影響による報酬の特例） ２　第７条第１項の規定にかかわらず、来日日が令和３年９月１日から令和４年７月30日までの間にある参加者に係る令和４年８月以後の月分の報酬額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　来日日の翌日から令和４年７月31日までの期間が６月以上の場合　次に掲げる区分に応

じ、それぞれ次に定める額	じ、それぞれ次に定める額
ア　令和４年８月から令和５年７月までの月分　月額30万円（年額360万円程度） イ　令和５年８月から令和６年７月までの月分　月額32万５千円（年額390万円程度） ウ　令和６年８月以後の月分　月額33万円（年額396万円程度） (2)　来日日の翌日から令和４年７月31日までの期間が６月未満の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　令和４年８月から令和５年７月までの月分　月額28万円（年額336万円程度） イ　令和５年８月から令和６年７月までの月分　月額30万円（年額360万円程度） ウ　令和６年８月から令和７年７月までの月分　月額32万５千円（年額390万円程度） エ　令和７年８月以後の月分　月額33万円（年額396万円程度） （略）	ア　令和４年８月から令和５年７月までの月分　月額30万円（年額360万円程度） イ　令和５年８月から令和６年７月までの月分　月額32万５千円（年額390万円程度） ウ　令和６年８月から令和７年３月までの月分　月額33万円（年額396万円程度） エ　令和７年４月以後の月分　月額36万円（年額432万円程度） (2)　来日日の翌日から令和４年７月31日までの期間が６月未満の場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　令和４年８月から令和５年７月までの月分　月額28万円（年額336万円程度） イ　令和５年８月から令和６年７月までの月分　月額30万円（年額360万円程度） ウ　令和６年８月から令和７年３月までの月分　月額32万５千円（年額390万円程度） エ　令和７年４月から同年７月までの月分　月額35万5千円（年額426万円程度） オ　令和７年８月以後の月分　月額36万円（年額432万円程度） （略） 附　則 （施行期日） １　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

議案第９号

能代市指定有形文化財の指定について

能代市教育委員会は、能代市文化財保護条例（平成１８年能代市条例第８７号）第４条第１項の規定により、能代市指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

１	種　別	有形文化財（建造物）
２	記号及び番号	建第７号
３	名称及び員数	金刀比羅神社社殿　１棟
４	所在の場所	能代市字山崎３２番１
５	所有者	小林　瑠美子
６	管理責任者	鶴形金刀比羅神社を守る有志の会

提案理由

能代市文化財保護審議会に諮問した結果、「文化財に指定することが適当である」との答申があったため、能代市指定有形文化財に指定しようとするものである。

写

参考

令和７年１月２７日

能代市教育委員会
教育長　高 橋　誠 也　様

能代市文化財保護審議会
会長　武 田　孝 義

答　　申　　書

令和６年７月３１日付けで諮問のありました「能代市の区域内に存する文化財の指定の適否」について、審議いたしましたので下記のとおり答申いたします。

記

１．審議の内容

能代市内に存する次の物件について、文化財に指定することの適否を審議しました。

名称及び員数	金刀比羅神社社殿　一棟
所在地	能代市字山崎３２番１
所有者の住所、氏名	東京都豊島区要町二丁目２５番５号 小林　瑠美子
管理者の住所、氏名	能代市字戸草沢５番地１２ 鶴形金刀比羅神社を守る有志の会 会長　小林　秀彦

２．審議した日時及び場所

日　時	令和６年１２月１９日（木） １４時３０分～１５時５５分
場　所	能代市役所本庁舎　大会議室

能代市教育委員会 教育スポーツ総務課 受付 第1469号 7.1.28 分 N02-06 類 保存 永 年

３．審議の結果

金刀比羅神社は、小林家文書『氏神　密岩山　金刀比羅神社縁起并 両屋建立諸入料略書』（以下「縁起」という。）によると、鶴形村肝煎 小林七右衛門十三代 正舞（まさつか）が、大病平癒の御礼参りとして讃岐金毘羅山を参詣した際に御札を拝領し、それをご神体として安政五年（１

８５８）に勧請したのが始まりとされている。その際は略式遷座で、御札を納める御堂建造は鶴形村藤蔵らが担った。

その後、文久二年から三年（１８６２～１８６３）にかけて、村の若勢を中心に境内を造成し籠堂等を建立、明治三年（１８７０）に金刀比羅神社として神祇局に認められた。現在の社殿は、同文書によると明治四年（１８７１）に再建されたものと考えられる。再建時の大工棟梁は鶴形村の笠井嘉左衛門で、彫刻については、能代門前町の石山孫衛門をはじめ５名が彫師として勘定帳に名を連ねている。

当神社社殿は、入母屋造こけら葺（現在は亜鉛メッキ鋼板葺）妻入り形式で、軒唐破風の向拝一間を付ける。妻飾りは虹梁太瓶束で、破風拝みは鰭付懸魚で飾る。軒は二軒繁垂木で、隅木は禅宗様である。

このように入母屋造妻入り軒唐破風付という形式は、秋田県内に顕著にみられる地方色の強いものと言われており、中世末頃から継承されているが、江戸末期から明治初頭にかけて、能代に至るまで全県広範囲に当該形式が浸透していたことの証左となる。

社殿規模は、正面三間、側面二間で、ほぼ六畳敷きの広さであり、奥に一間の張出を付ける。かつて拝殿、幣殿、宮殿安置所に分かれていたが、社殿裏手からの土砂崩落により、令和６年現在、宮殿安置所は失われている。ただし復原すると、もともと宮殿安置所はなかったと考えられる。これは、縁起に記載されている明治４年再建時の構造とほぼ合致する。再建初期には宮殿安置所はなく、幣殿から裏手の岩洞までを廊下で繋げていたようである。

天井は格天井で、正面と両側面の三方に高欄付切目縁を巡らす。社殿の柱は角柱であるが、後部張出との境の柱二本は変形多角形で、その柱頭には、大斗、平三斗、木鼻を組む。そして、この柱間に虹梁を掛け渡し、奥正面を飾る。軸部は、縁長押、内法長押、頭貫、台輪で固める。柱頭の組物は、木鼻付出組である。頭貫鼻の木鼻は鶏頭で、珍しい題材である。

この神社の一番の特色は各部に施された過剰なまでの多種多様な彫刻で、絵様や彫刻で細部を飾り立てる手法は、江戸末期の社寺建築

において全国的に共通してみられる傾向だが、当神社はそれが強くあらわれている。

特に向拝の細部意匠にそれが顕著であり、向拝の水引虹梁は見付いっぱいの波模様に龍を絡めた浮彫りで、龍頭が木鼻として突き出ている。水引虹梁の上の中備えと手挟(たばさみ)にも波頭模様の彫刻を施し、向拝柱頭の組物は皿斗付平三斗(さらどつきひらみつど)で、その木鼻は獏頭(ばくとう)である。手挟は雲紋の浮彫りで、海老虹梁(えびこうりょう)は松に小鳥の浮彫りである。

さらに、彫刻の中でとりわけ注目されるのは、頭貫見付全部に地紋彫りを施すだけにとどまらず、外壁板全てにまで地紋彫りを施している点で、極めて珍しい。

各部の彫刻が技法的に特に優れているとは言い難いが、江戸末期の意匠傾向に倣った面もみられ、当時の全国的な社寺建築の細部技法がよくあらわれた社殿であると言える。なによりも、手がけた彫刻師の意気込みが伝わってくる。

当神社は小林家の氏神ではあるものの、当初から近隣の崇敬を集め、今なお地域住民によって手厚く管理されている。明治初頭の地域の職人たちの力量を示す建造物として貴重であり、さらに建造に関わる古文書・古記録が良く遺っており、文化財に指定することが適当である。

ただし、指定にあたっては、小林家にならい、名称を「鶴形金刀比羅神社」とするよう留意していただきたい。

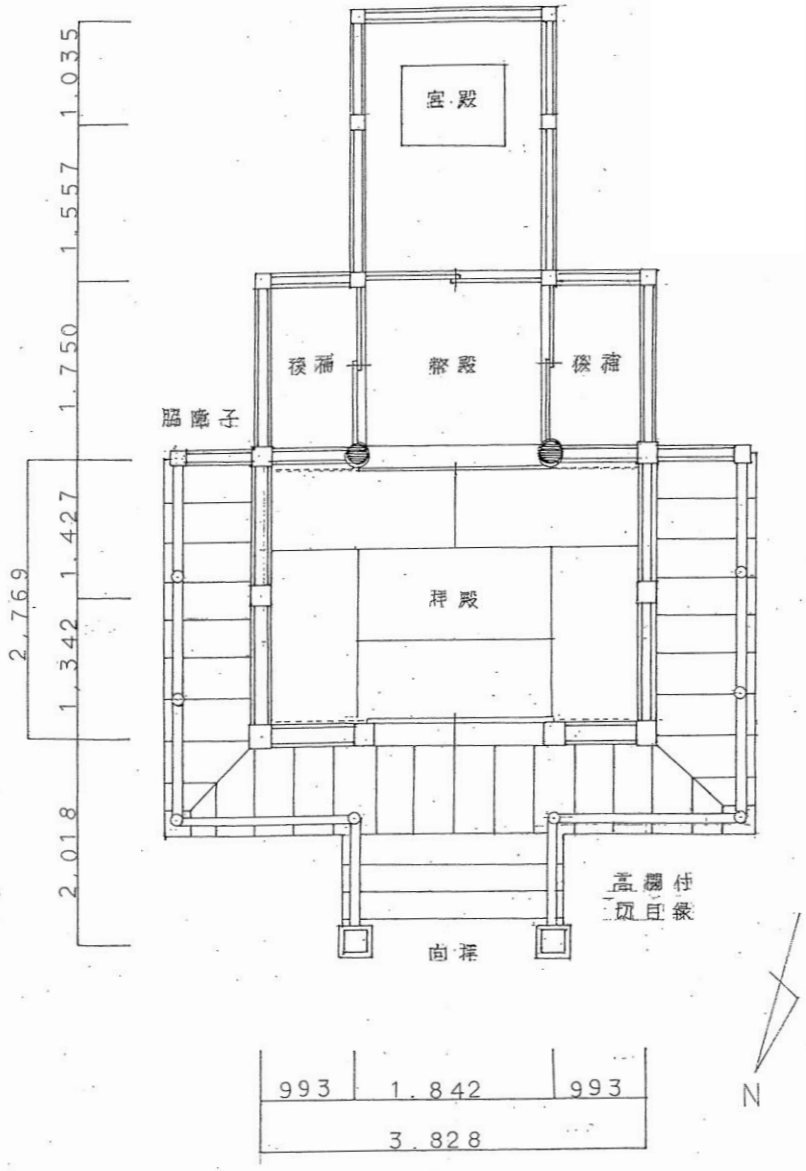
室殿
後補
幣殿
後補
脇障子
拝殿
高欄付
切目縁
向拝
1,035
1,557
1,750
1,427
1,342
2,769
2,018
993
1,842
993
3,828
N

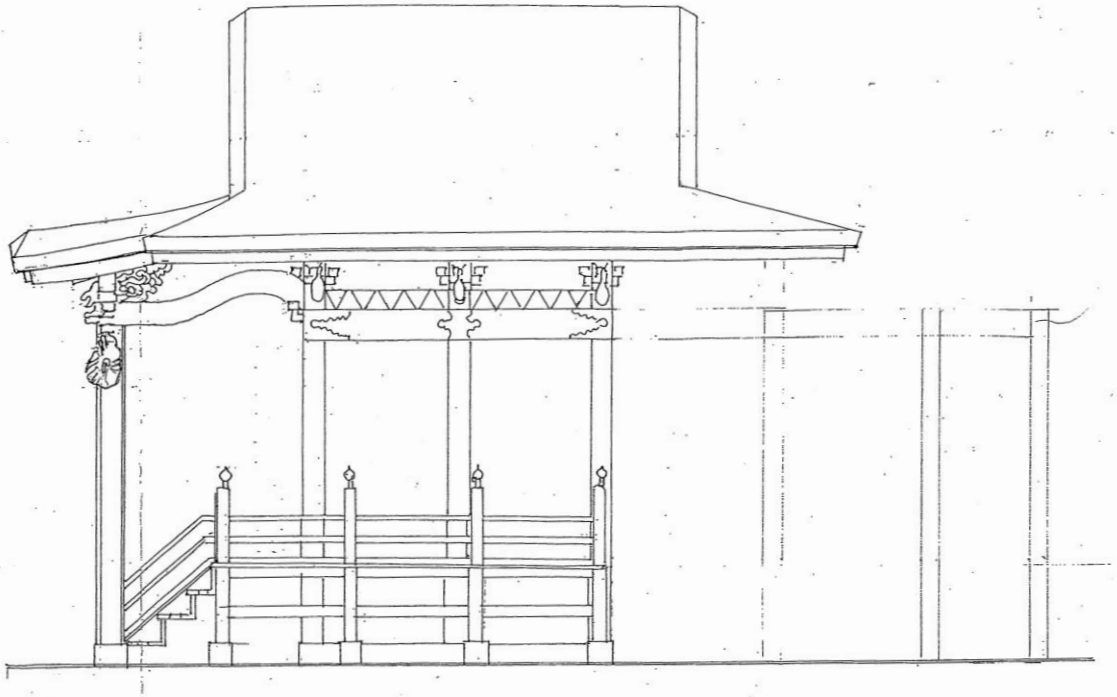

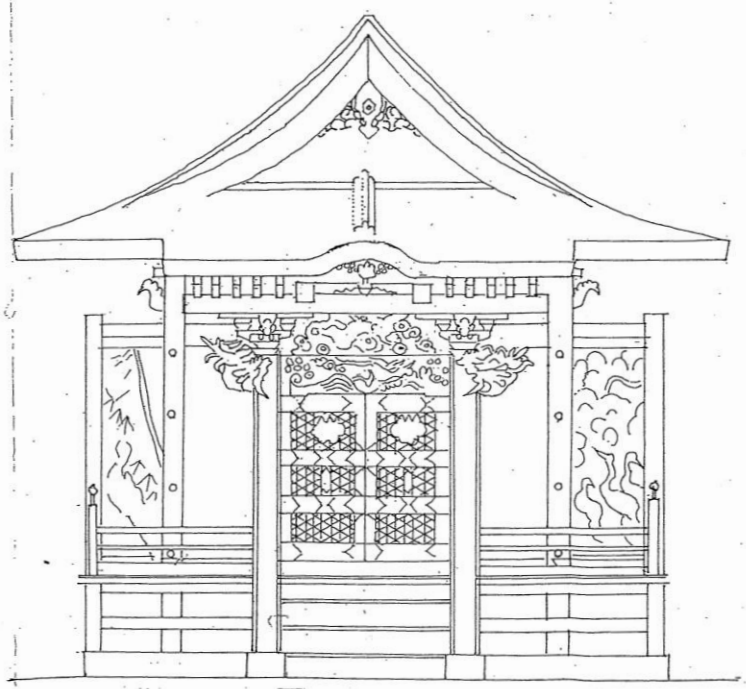

様式第２号（第２条関係）

同　意　書

１　文化財の名称及び員数

金刀比羅神社社殿　１棟

２　文化財の所在地又は区域

秋田県能代市字山崎３２番１

私の所有する上記の文化財を能代市指定文化財（有形文化財）に指定することに同意します。

令和　７年 2 月 / 日

住　所　東京都豊島区要町二丁目２５番５号

氏　名　小　林　瑠美子

能代市教育委員会　様

議案第１０号

第３次能代市こども読書活動推進計画について

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）第９条第２項の規定に基づき、第３次能代市こども読書活動推進計画を別添のとおり定める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

提案理由

第３次能代市こども読書活動推進計画を定めようとするものである。

別添

（R7.2.17 能代市教育委員会定例会）

第３次
能代市こども読書活動推進計画

令和７（2025）年３月

能代市

能代市教育委員会

「子ども」及び「こども」の表記について

本計画における「子ども」及び「こども」の表記については、次のとおりとします。

・「法令」や「既存の計画」等における「子ども」を引用する場合は、そのまま表記します。

・その他は「こども」と表記します。

は　じ　め　に

いつの時代も、こどもは家族の宝、そして社会の宝であり、未来を担うこどもの「生きる力」を育むことは、家族のみならず我々大人の責務でもあります。

本市ではこの考えのもと、こどもたちが自らの考えをもって行動する力や、自ら課題を解決する力を培うとともに、この先の長い人生をより幸せに生きるための知識、知恵等を身に付けることができるよう、「第２次能代市子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和６（2024）年に公表された秋田県学習状況調査の結果において、全県的に学齢が上がるにつれて不読率が高くなる傾向が示されるなど、こどもの読書習慣が必ずしも十分に形成されていない現状が明らかとなっており、本市におきましても同様の傾向にあります。

また、近年は、人口減少や少子高齢化に加え、地震や大雨等の自然災害の増加、新たな感染症の発生や物価の高騰等、我々を取り巻く環境の変化は予測が困難となっております。とりわけ、人口減少や少子高齢化は将来への不安をかきたてる大きな問題でありますが、このような不透明な将来を支えていくのは、まさに今のこどもたちであります。

こうした状況を踏まえ、こどもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな創造力をもって未来を切り拓いていけるよう、第３次となる本計画を策定し、こどもの読書活動を更に推進していくことといたしました。

こどもの読書活動を推進させるには、幼少期における読み聞かせ等の充実のほか、こども自身に読書の楽しさ等を伝えることにより、自発的な読書につなげることが大切です。また、家庭、学校等を含めた地域全体でこどもの読書活動の推進に取り組むことにより、こどもの“ゆめ創り”のほか、地域における“ひと創り、つながり創り”にも期待ができます。このような考えから、本計画の基本理念を「こどもから大人まで、読書の“わ”でつながるまち　のしろ」としましたので市民の皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました第３次能代市子ども読書活動推進計画策定委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様へ心より感謝申し上げます。

令和７（2025）年３月

能代市長　　齊 藤 滋 宣

目　次

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨　･･･Ｐ１
２　計画の位置づけ　･･･Ｐ２
３　計画の期間　･･･Ｐ２
４　計画の対象　･･･Ｐ２

第２章　第２次計画期間における取組実績、成果、現状（課題）等

１　第２次計画の目標及び施策体系　･･･Ｐ３
２　主な取組実績、成果、現状（課題）等　･･･Ｐ３

第３章　第３次計画の基本的な方向

１　基本理念　･･･Ｐ１３
２　基本的視点（基本施策）　･･･Ｐ１４

第４章　第３次計画における施策の展開等

１　施策の展開　･･･Ｐ１６
２　目標指標　･･･Ｐ１９

第５章　計画の進捗管理

･･･Ｐ２０

本計画の“こども向け版”について

･･･Ｐ２１

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

こどもたちが、豊かな心、豊かな身体をもって、この先の長い人生をたくましく、幸せに生きていくことは我々の大きな願いであります。これをかなえるため、我々はこどもたち一人一人が将来に希望をもつことができるよう、また、地域、社会をリードしていく力や多様な発想力等を身に付けることができるよう、一人一人を温かく見守りながら育んでいく必要があります。

読書は、こどもが成長する過程で必要となる知識、知恵等を与えてくれるなど、こどもにとって大きな力となります。また、語彙力、文章力、表現力、創造力等を与えてくれるほか、見た目の楽しさ、想像する楽しさ、新たな気付き、驚き等を与えてくれるなど、人生をより幸せに過ごすための良いパートナーになるものと考えます。

このような考えのもと、本市では、「第２次能代市子ども読書活動推進計画」（以下「第２次計画」といいます。）に基づき、家庭、地域、学校等で連携し、こどもの発達段階ごとに読書活動を推進してきました。

しかしながら、依然として学齢とともに不読率が高くなるなど、こどもの読書習慣は必ずしも十分に形成されていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、こどもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな創造力をもって未来を切り拓いていけるよう、そして人生１００年時代をより幸せに生きられるよう、第３次能代市こども読書活動推進計画（以下「第３次計画」といいます。）を策定し、こどもの読書活動を更に推進することとしました。

「図書館での校外学習」

２　計画の位置付け

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、市町村は国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び都道府県の「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないこととされております。

このことから、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和５（2023）年３月策定）及び「第３次秋田県読書活動推進基本計画」（令和３（2021）年３月策定）との整合性を図りながら本計画を策定することとしました。

また、本市の最上位計画である「第２次能代市総合計画」のほか、「能代市教育等の振興に関する施策の大綱」及び「第４次能代市社会教育振興中期計画」等、教育分野における計画等と整合性を図ることとしました。

３　計画の期間

本計画の期間は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が概ね５年ごとに見直されていること等を踏まえ、令和７（2025）年度から令和１１（2029）年度までの５年間とします。

４　計画の対象

本計画の対象は、０歳から概ね１８歳までのこども及びその保護者とします。

第２章　第２次計画期間における取組実績、成果、現状（課題）等

１　第２次計画の目標及び施策体系

第２次計画では、目標を「子どもが気軽に読書に親しむことができる環境の整備」、目標指標を「県学習状況調査による不読率が県平均を下回る」こととし、三つの基本施策のもと、こどもの読書活動を推進してきました。

（施策の体系）

基本施策１　家庭における子どもの読書活動の推進

（１）家庭での読み聞かせを推進します

（２）子どもと大人が一緒に本に親しめる機会を提供します

基本施策２　地域における子どもの読書活動の推進

（１）図書館において子どもへのサービスの充実に努めます

（２）関係機関が連携して子どもの読書活動を推進します

基本施策３　学校等における子どもの読書活動の推進

（１）保育所・認定こども園における読書環境の充実に努めます

（２）小・中学校における読書環境の充実に努めます

２　主な取組実績、成果、現状（課題）等

（１）主な取組実績

上記の基本施策１から３に基づいた主な取組実績は次のとおりです。

区　分	対　象	分　類	取組の内容	直近3か年の実績		
				R3	R4	R5
1　家庭における読書活動の推進	⑴未就学児	読み聞かせ等	赤ちゃんやパパ、ママの名前等が登場する世界に1冊だけのオリジナル絵本のプレゼント「すまいる・めんchoco定期便」	30人	27人	16人
		本の紹介	市立図書館が絵本等を紹介「どの本読もうかな」	3回	3回	3回
	⑵未就学児、小学生、中学生	本の紹介	家庭教育に関する本の紹介	1回	1回	1回
	⑶未就学児、小学生、中学生、高校生	本の紹介	広報のしろでお薦めの本を紹介「読んでみて！わたしの推し本」	11回	11回	11回

区　分	対　象	分　類	取組の内容	直近3か年の実績		
				R3	R4	R5
	(4)小学生	読書のきっかけづくり	秋田杉のブックスタンドをプレゼント	毎年度小学4年生へ（授業で組み立て）		
	(5)小学生、中学生	読書の記録	読書の記録用「能代っ子家読（うちどく）通帳」を配付	毎年度小学1年生、小学3年生、中学1年生へ		
2　地域における読書活動の推進	(1)未就学児	読み聞かせ等	乳幼児健診等で「絵本の読み聞かせ」等	随時実施		
	(2)未就学児、小学生	読み聞かせ等	市立図書館等で「絵本の読み聞かせ」「手遊びを交えたおはなし会」「ぬいぐるみのおとまり会」等	21回 137人	36回 150人	44回 324人
		読書のきっかけづくり	市立図書館で映画の上映及び関連本の展示	14回 49人	15回 23人	14回 58人
			市立図書館でクイズに答えたり、本を借りたりして、スタンプを集める「スタンプラリー」	17人 ※達成者	19人 ※達成者	109人 ※達成者
	(3)未就学児、小学生、中学生、高校生	読書のきっかけづくり	新春に、市立図書館で何の本が入っているか分からない、ワクワクする形で本を借りる「としょかん福袋」、運勢とお薦め本のおみくじを引く「としょかんおみくじ」	84人	90人	104人
	(4)小学生	読書のきっかけづくり	市立図書館の仕事を体験「１日図書館員」	2回 5人	2回 4人	2回 5人
	(5)小学生、中学生	読書のきっかけづくり	市立図書館が購入する本を選ぶ「選書体験」	3回 54人	4回 42人	4回 51人

区　分	対　象	分　類	取組の内容	直近3か年の実績		
				R3	R4	R5
			市立図書館が夏休みの自由研究等をサポート「調べ学習おてつだい隊」	随時実施		
	(6)中学生、高校生	読書のきっかけづくり	面白いと思った本を持ち寄り、紹介（発表）、ディスカッションを経て、一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム「ビブリオバトル」	2回 12人	2回 11人	2回 14人
3　学校等における読書活動の推進	(1)未就学児、小学生	読み聞かせ等	保育所、図書委員、教員等による「絵本の読み聞かせ」等	随時実施		
	(2)小学生	読み聞かせ等	異学年による「読み聞かせ」等	随時実施		
			中学生による「読み聞かせ」等	随時実施		
		読書のきっかけづくり	学校図書館で借りた本の冊数に応じた「スタンプラリー」	随時実施		
			学校図書館で借りた本の種類に応じた「読書ビンゴ」	随時実施		
			図書支援員が選んだ本をみんなで読み進める「読書リレー」	随時実施		
	(3)小学生、中学生、高校生	読書のきっかけづくり	新着図書、図書委員・教員によるお薦めの本、多読賞、読書感想文コンクール入賞者、ビブリオバトルの参加者、イベントの紹介等（学校図書館だより）	随時発行		
	(4)中学生	読書のきっかけづくり	学校図書館で読みたい本をリクエストする「リクエストカード」	随時実施		

［再掲（こどもの発達段階ごと）］

区　分	分　類	取組の内容	備　考
1　未就学児	(1)読み聞かせ等	赤ちゃんやパパ、ママの名前等が登場する世界に1冊だけのオリジナル絵本のプレゼント「すまいる・めんchoco定期便」	・市
		乳幼児健診、保育所等で「絵本の読み聞かせ」等	・市 ・保育所等
		市立図書館等で「絵本の読み聞かせ」「手遊びを交えたおはなし会」「ぬいぐるみのおとまり会」等	・市立図書館 ・読み聞かせグループ
	(2)本の紹介	絵本等の紹介「どの本読もうかな」、家庭教育に関する本の紹介、広報のしろでお薦めの本を紹介「読んでみて！わたしの推し本」	・市教委 ・市立図書館
	(3)読書のきっかけづくり	市立図書館等で映画の上映及び関連本の展示	・市立図書館
		市立図書館でクイズに答えたり、本を借りたりして、スタンプを集める「スタンプラリー」	・市立図書館
		新春に、市立図書館等で何の本が入っているか分からない、ワクワクする形で本を借りる「としょかん福袋」、運勢とお薦め本のおみくじを引く「としょかんおみくじ」	・市立図書館
2　小学生	(1)読み聞かせ等	市立図書館等で「絵本の読み聞かせ」「手遊びを交えたおはなし会」「ぬいぐるみのおとまり会」等	・市立図書館 ・読み聞かせグループ
		図書委員、教員等による「絵本の読み聞かせ」等	・小学校
		異学年による「読み聞かせ」等	・小学校
		中学生による「読み聞かせ」等	・小学校
	(2)本の紹介	家庭教育に関する本の紹介、広報のしろでお薦めの本を紹介「読んでみて！わたしの推し本」	・市教委
	(3)読書の記録	読書の記録用として、小学1年生、小学3年生に「能代っ子家読（うちどく）通帳」を配付	・市教委

区　分	分　類	取組の内容	備　考
	⑷読書のきっかけづくり	秋田杉のブックスタンドキットを小学4年生へプレゼント（授業で組み立て）	・市教委
		市立図書館で映画の上映及び関連本の展示	・市立図書館
		市立図書館でクイズに答えたり、本を借りたりして、スタンプを集める「スタンプラリー」	・市立図書館
		新春に、市立図書館で何の本が入っているか分からない、ワクワクする形で本を借りる「としょかん福袋」、運勢とお薦め本のおみくじを引く「としょかんおみくじ」	・市立図書館
		市立図書館の仕事を体験「１日図書館員」	・市立図書館
		市立図書館が購入する本を選ぶ「選書体験」	・市立図書館
		市立図書館が夏休みの自由研究等をサポート「調べ学習おてつだい隊」	・市立図書館
		学校図書館で借りた本の冊数に応じた「スタンプラリー」	・小学校
		学校図書館で借りた本の種類に応じた「読書ビンゴ」	・小学校
		図書支援員が選んだ本をみんなで読み進める「読書リレー」	・小学校
		学校図書館で読みたい本をリクエストする「リクエストカード」	・小学校
		新着図書、図書委員・教員によるお薦めの本、多読賞、読書感想文コンクール入賞者、ビブリオバトルの参加者、イベントの紹介等（学校図書館だより）	・小学校
3　中学生	⑴本の紹介	家庭教育に関する本の紹介、広報のしろでお薦めの本を紹介「読んでみて！わたしの推し本」	・市教委
	⑵読書の記録	読書の記録用として、中学1年生に「能代っ子家読（うちどく）通帳」を配付	・市教委

区　分	分　類	取組の内容	備　考
	(3) 読書のきっかけづくり	新春に、市立図書館で何の本が入っているか分からない、ワクワクする形で本を借りる「としょかん福袋」、運勢とお薦め本のおみくじを引く「としょかんおみくじ」	・市立図書館
		市立図書館が購入する本を選ぶ「選書体験」	・市立図書館
		市立図書館で夏休みの自由研究等をサポート「調べ学習おてつだい隊」	・市立図書館
		面白いと思った本を持ち寄り、紹介（発表）、ディスカッションを経て、一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム「ビブリオバトル」	・市立図書館
		新着図書、図書委員・教員によるお薦めの本、多読賞、読書感想文コンクール入賞者、ビブリオバトルの参加者、イベントの紹介等（学校図書館だより）	・学校図書館
4　高校生	(1) 本の紹介	広報のしろでお薦めの本を紹介「読んでみて！わたしの推し本」	・市教委
	(2) 読書のきっかけづくり	新春に、市立図書館で何の本が入っているか分からない、ワクワクする形で本を借りる「としょかん福袋」、運勢とお薦め本のおみくじを引く「としょかんおみくじ」	・市立図書館
		面白いと思った本を持ち寄り、紹介（発表）、ディスカッションを経て、一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム「ビブリオバトル」	・市立図書館
		新着図書、図書委員・教員によるお薦めの本、多読賞、読書感想文コンクール入賞者、ビブリオバトルの参加者、イベントの紹介等（学校図書館だより）	・学校図書館

（2）成　果

・第２次計画期間の大半はコロナ禍にありましたが、感染拡大防止に努めながらこどもの読書活動の推進に取り組んだ結果、各年度において目標指標「県学習状況調査による不読率が県平均を下回る」を概ね達成することができました。

・地域の読み聞かせグループ等で「絵本の読み聞かせ」「手遊びを交えたおはなし会」「ぬいぐるみのおとまり会」等に取り組んだ結果、こどもたちに読書の楽しさ等を伝えるとともに、新たな本との出会いを創出できたものと考えます。

・小学校高学年から低学年、中学生から小学生への「読み聞かせ」に取り組んだ結果、「読み聞かせ」をするこどもと、「読み聞かせ」を受けるこどもの読書活動のみならず、異年齢のこどもの交流につながったものと考えます。

（3）現状（課題）等

・令和６（2024）年に公表された秋田県学習状況調査の結果において、全県的に学齢が上がるにつれて不読率（１か月の間に本を１冊も読まない児童・生徒の割合）が高くなる傾向のほか、読書の好きなこどもの割合が低くなる傾向が示されるなど、こどもの読書習慣が必ずしも十分に形成されていない現状が明らかとなっており、本市においても同様の傾向にあります。

・近年は、こどもがスマートフォン等のアプリを利用し一人で読書を楽しむ機会も多くなっています。現代の情報化社会においては、スマートフォン等を活用した読書も一定の有用性があると考えますが、特に幼少期では「読み聞かせ」等を通じた家族のふれあいが大切であり、このふれあいの中で読書をいかに習慣づけられるかが課題であると考えます。

「ハロウィンおはなし会」

［参考①］本市の児童等における不読率の推移（秋田県学習状況調査）

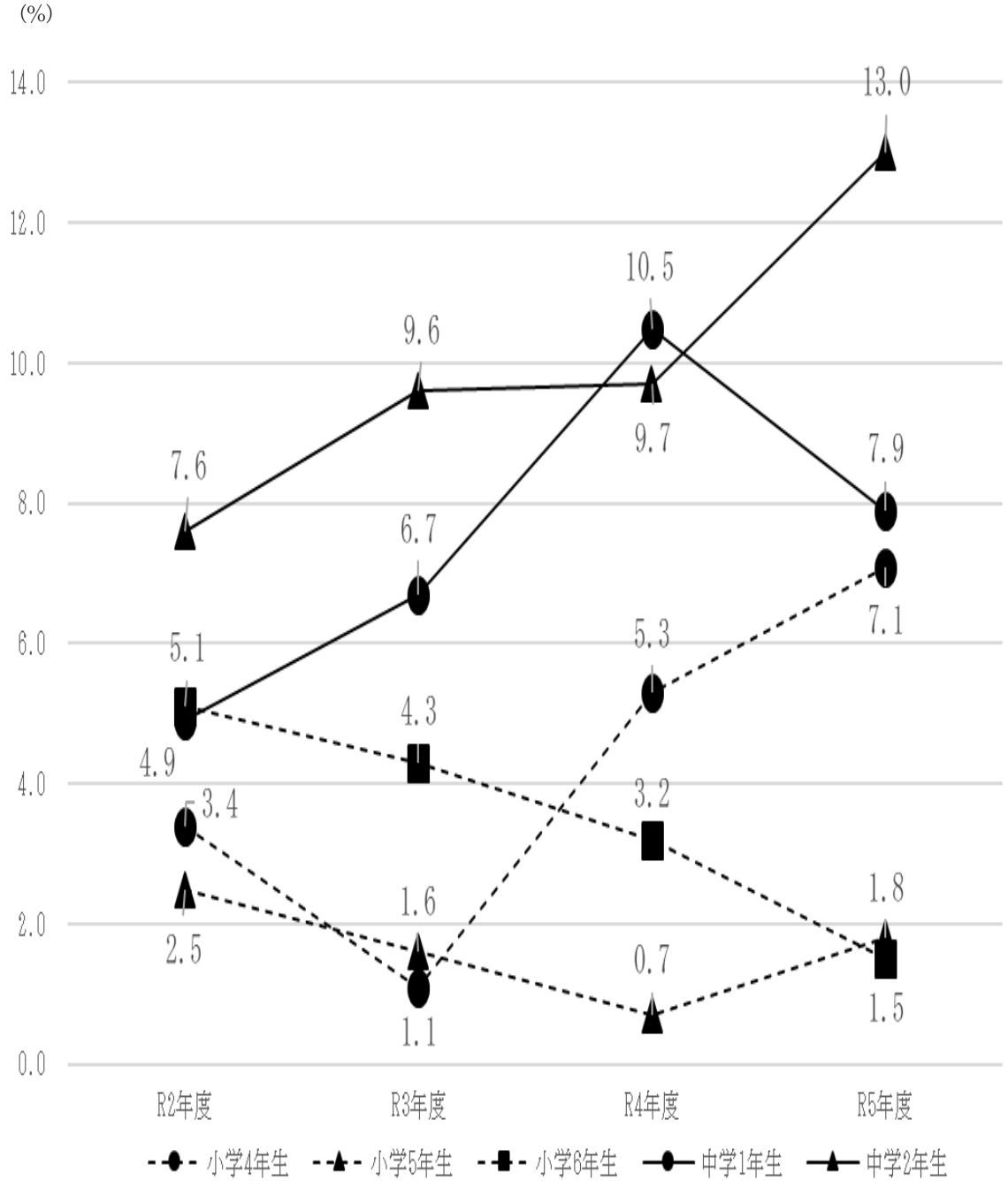

[参考②]本市の児童等における不読率と秋田県平均との比較(秋田県学習状況調査)

・小学４年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	3.4%	1.1%	5.3%	7.1%
秋田県平均　(B)	3.6%	3.7%	5.5%	4.9%
比　較 (A) － (B)	△0.2P	△2.6P	△0.2P	＋2.2P

・小学５年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	2.5%	1.6%	0.7%	1.8%
秋田県平均　(B)	5.1%	5.3%	7.2%	7.3%
比　較 (A) － (B)	△2.6P	△3.7P	△6.5P	△5.5P

・小学６年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	5.1%	4.3%	3.2%	1.5%
秋田県平均　(B)	6.1%	6.4%	7.5%	9.3%
比　較 (A) － (B)	△1.0P	△2.1P	△4.3P	△7.8P

・中学１年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	4.9%	6.7%	10.5%	7.9%
秋田県平均　(B)	7.2%	9.0%	9.8%	10.0%
比　較 (A) － (B)	△2.3P	△2.3P	＋0.7P	△2.1P

・中学２年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	7.6%	9.6%	9.7%	13.0%
秋田県平均　(B)	9.4%	8.8%	13.3%	13.7%
比　較 (A) － (B)	△1.8P	＋0.8P	△3.6P	△0.7P

[参考③]本市における読書の好きな児童等の割合と秋田県平均との比較（秋田県学習状況調査）

・小学４年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	87.0%	91.0%	87.6%	83.1%
秋田県平均　(B)	86.5%	85.1%	83.4%	83.0%
比　較 (A) － (B)	＋0.5P	＋5.9P	＋4.2P	＋0.1P

・小学５年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	86.5%	87.5%	86.9%	86.4%
秋田県平均　(B)	83.7%	82.6%	78.3%	78.4%
比　較 (A) － (B)	＋2.8P	＋4.9P	＋8.6P	＋8.0P

・小学６年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	86.7%	84.2%	81.6%	82.5%
秋田県平均　(B)	82.1%	80.6%	77.8%	74.4%
比　較 (A) － (B)	＋4.6P	＋3.6P	＋3.8P	＋8.1P

・中学１年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	84.5%	77.6%	74.9%	67.9%
秋田県平均　(B)	80.5%	78.2%	75.3%	72.9%
比　較 (A) － (B)	＋4.0P	△0.6P	△0.4P	△5.0P

・中学２年生

区　分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
能代市　(A)	74.8%	77.2%	76.5%	69.7%
秋田県平均　(B)	78.0%	79.1%	74.3%	72.3%
比　較 (A) － (B)	△3.2P	△1.9P	＋2.2P	△2.6P

第３章　第３次計画の基本的な方向

１　基本理念

こどもの読書活動には、次のような傾向があります。

〇読書量が多いこどもは、
- ・社会の出来事等に関心が高い
- ・自分に自信をもっているなど、自己肯定感が高い
- ・将来の目標が明確になっている
- ・文化活動を体験すること、自身で疑問を調べること等が多い

〇幼少期に保護者等からの読み聞かせを多く受けたこどもは、その後の読書量が多い

〇幼少期の読書量が多いこどもは、その後の読書量も多い

〇蔵書が多い家庭、保護者が本を読む楽しさや大切さ等を伝えている家庭のこどもは、読書量が多い

これらを踏まえると、こどもの読書活動を推進させるには、幼少期における「読み聞かせ」等の機会を充実させるほか、こども自身に読書の楽しさや大切さ等を伝えることにより、自発的な読書につなげることが重要と考えます。

また、家庭、学校等を含めた地域全体でこどもの読書活動の推進に取り組むことにより、こどもの“ゆめ創り”のほか、地域における“ひと創り、つながり創り”にも期待ができます。

こうした考えから、本計画における基本理念を

「こどもから大人まで、読書の“わ”でつながるまち　のしろ」

とします。

２　基本的視点（基本施策）

前述の基本理念を踏まえ、次の視点でこどもの読書活動の推進に取り組みます。

視点① 幼少期の読書	未就学児から小学生、その保護者における 読書活動の重点的な推進

近年は、学齢が上がるにつれてスマートフォン等の普及が進み、こどもたちがゲームやＳＮＳ等を楽しむ機会が増加しておりますが、このことがこどもの読書活動に少なからず影響を与えている可能性があります。

現代の情報化社会において、スマートフォン等の存在は重要度を増しておりますが、このような状況下でもこどもの読書活動を推進させるには、スマートフォン等に接する機会の少ない幼少期において、こどもの読書習慣を形成することが非常に重要です。

しかしながら、読書の習慣は自然に身に付くものではありません。

幼少期から、本が身近にある環境を整えるとともに、「読み聞かせ」等を通じてこどもとふれあうことや、一緒に読書を楽しむことが、こどもの読書活動にとって非常に大切となります。また、「読み聞かせ」やこどもと一緒に読書を楽しむ体験は、全ての教育の出発点である家庭教育（保護者がこどもに対して行う教育）においても重要な役割を果たしています。

「ぬいぐるみのおとまり会」

視点②
こどもによる自発的な読書

こどもへ読書の楽しさや大切さ等を伝える環境づくり

蔵書が多い家庭、保護者が本を読む楽しさや大切さ等を伝えている家庭のこどもは、読書量が多い傾向にあります。

保護者が読書を楽しみ、読書をする姿をこどもに示すことで、こどもは読書に対する興味を抱きます。また、本を読む楽しさや大切さ等を丁寧に伝えながら読書を勧めることで自発的な読書につながります。

〇読書の楽しさ

・絵本を「見た目」で楽しむことができます

・「気付く」「想像する」等の楽しさを感じることができます

・友人の感想と「比較する」楽しさ（驚き、新たな気付き）を感じることができます

〇読書により身に付くもの

・新たな知識、知恵等を増やすことができます

・頭と心が整理できるようになります

・自身で考える力が鍛えられます

・人との会話に深みが出ます

・理論的な考え方ができるようになります

〇紙媒体の読書、電子書籍の読書との違い

・紙媒体の本を読むときは、本に触れる肌の感覚も印象に残るほか、じっくりと相手の話を聞くような気持ちになれます

・電子書籍は、いつでもどこでも読書ができるなどのメリットがある一方、本に触れる感覚が得られない（印象に残りにくい）といったデメリットもあります

視点③
家庭、地域、学校等の連携

こどもの“ゆめ創り”と地域における“ひと創り、つながり創り”

こどもの読書活動は、家庭、地域、学校等がそれぞれの立場において推進することはもとより、それぞれが連携して取り組むことにより更なる推進が期待できます。

また、家庭、学校等を含めた地域全体で取り組むことにより、こどもの“ゆめ創り”のほか、地域における“ひと創り、つながり創り”にも期待ができます。

第４章　第３次計画における施策の展開等

１　施策の展開

第２次計画期間における成果や現状（課題）等を踏まえ、こどもの発達段階ごとに、こどもの読書活動を推進しますが、市の財政状況等を勘案した上で施策の展開を図ることとします。

（１）家庭における読書活動の推進

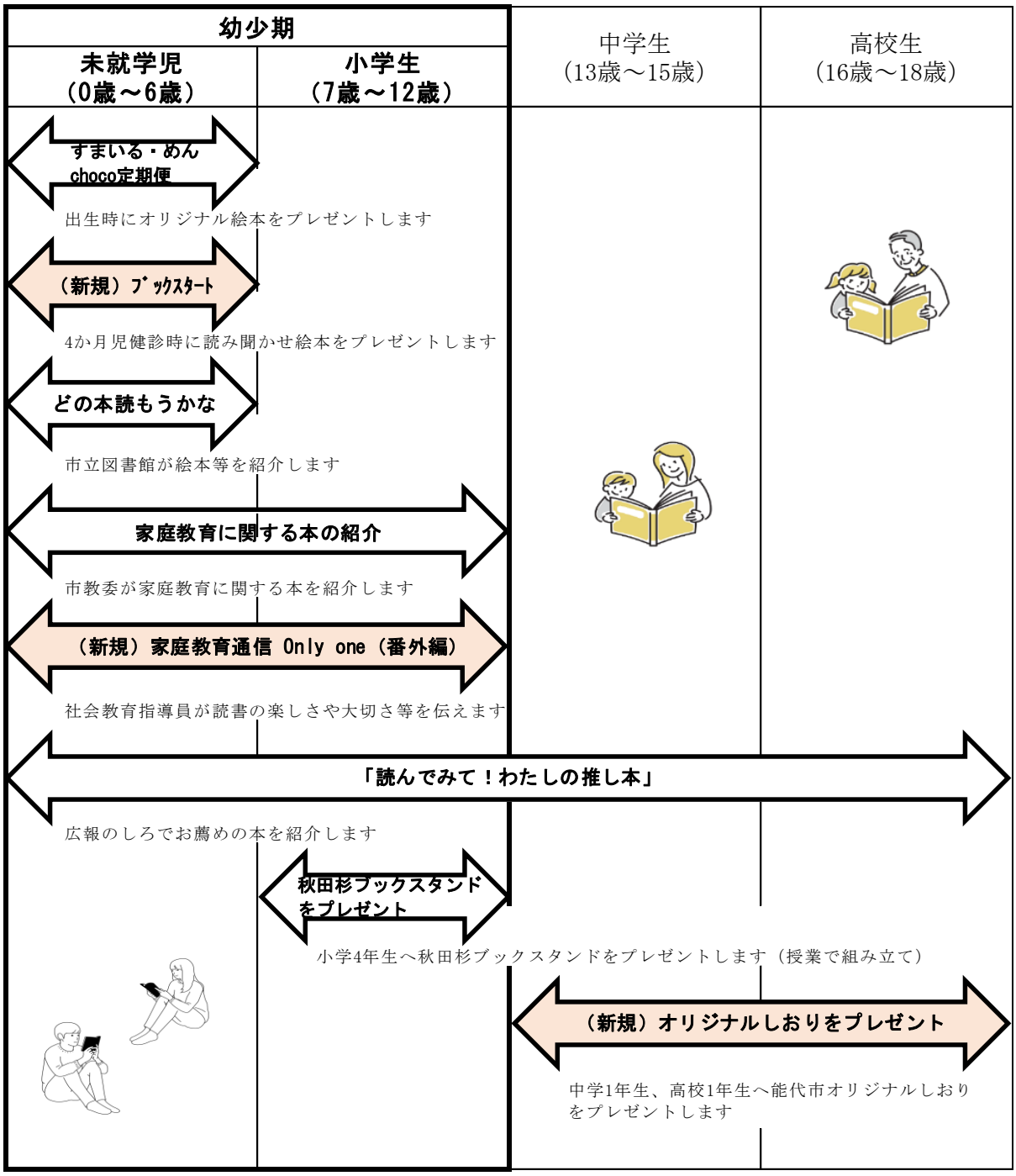

（２）地域における読書活動の推進

幼少期		中学生 （13歳～15歳）	高校生 （16歳～18歳）
未就学児 （0歳～6歳）	**小学生 （7歳～12歳）**		

読み聞かせ等

乳幼児健診等で絵本の読み聞かせ等をします

読み聞かせ等

市立図書館等で「絵本の読み聞かせ」「手遊びを交えたおはなし会」「ぬいぐるみのおとまり会」等を開催します

（新規）人形劇等

生涯学習奨励員が人形劇等を開催します

映画の上映及び関連本の展示

市立図書館で映画の上映及び関連本の展示をします

スタンプラリー

市立図書館でクイズに答えたり、本を借りるとスタンプがもらえます

新春としょかん福袋、新春としょかんおみくじ

新春に、市立図書館で何の本が入っているか分からない、ワクワクする形で本を借りる「としょかん福袋」、運勢とお薦め本のおみくじを引く「としょかんおみくじ」

読み聞かせ等

放課後子ども教室で「絵本の読み聞かせ」等をします

１日図書館員

市立図書館の仕事を体験します

選書体験

市立図書館が購入する本を「選書」します

調べ学習おてつだい隊

市立図書館が夏休みの自由研究等をサポートします

ビブリオバトル

市立図書館でビブリオバトル（面白いと思った本を持ち寄り、紹介（発表）、ディスカッションを経て、一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム）を開催します

（３）学校等における読書活動の推進

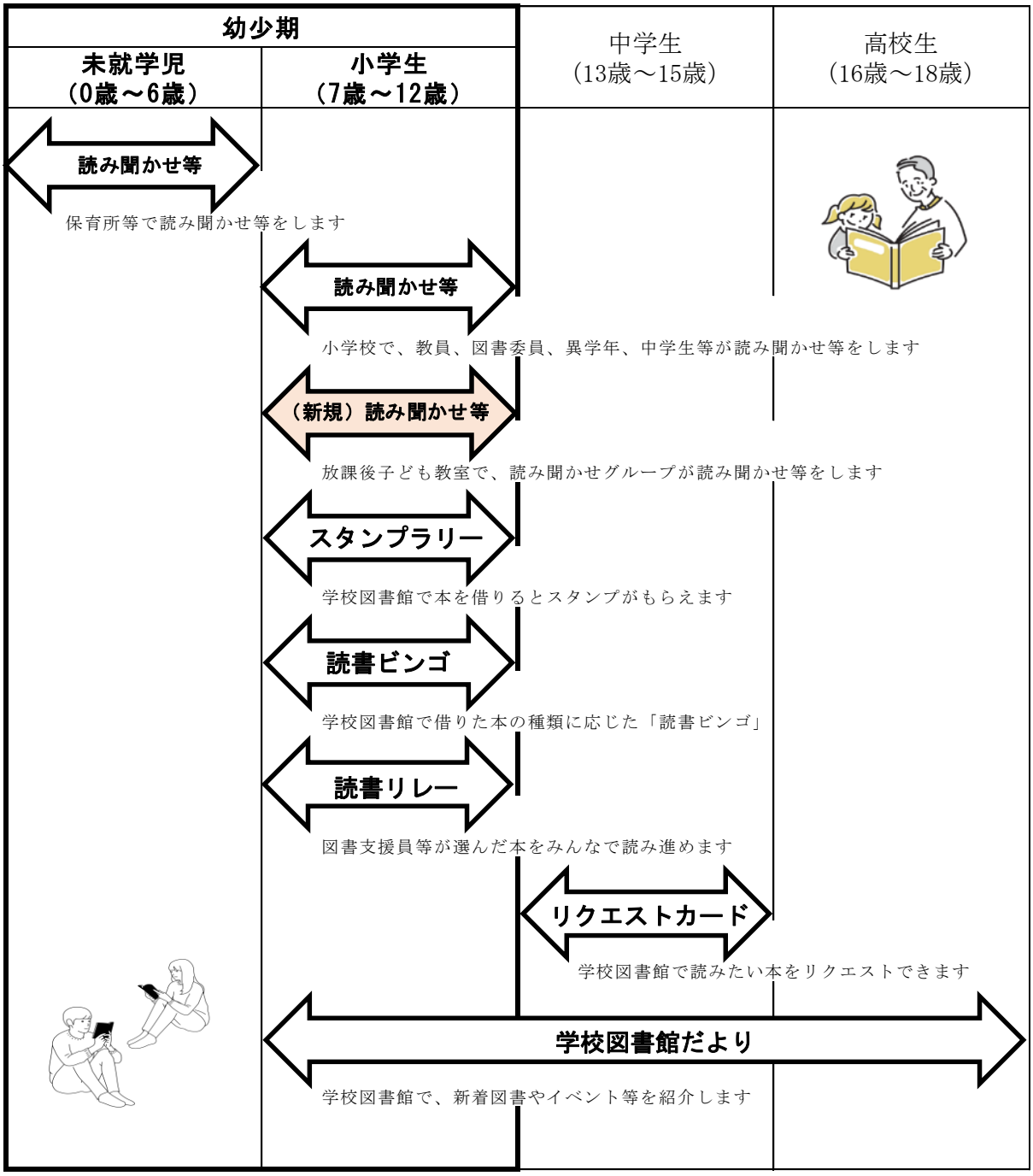

（4）大人も（大人になっても）読書活動

こどもの読書活動を推進させるには、大人も（大人になっても）読書を楽しみ、読書をする姿をこどもに示すことも非常に重要です。

また、こどもと一緒に読書をする、こどもと一緒に図書館を利用するなどにより、こどもは本を身近に感じるようになります。また、家族みんなで読書をし、感想を語り合うことにより、家族のコミュニケーションにもつながります。

分　類	取組の内容	備　考
1　読書の魅力の紹介	読書の楽しさや大切さ等を伝える家庭教育通信「Only one（番外編）」	**（新　規）** ・市教委
2　本の紹介	広報のしろでお薦めの本を紹介「読んでみて！わたしの推し本」	・市教委
3　読書のきっかけづくり	市立図書館で読書につながる各種講座等を開催（俳句大会、講話等）	・市教委 ・市立図書館
	新春に、市立図書館で何の本が入っているか分からない、ワクワクする形で本を借りる「としょかん福袋」運勢とお薦め本のおみくじを引く「としょかんおみくじ」	・市立図書館

2　目標指標

施策の成果を評価する指標として、次の目標指標を設定します。

項　目		現状値（R5）	目標値（R11）	備　考
不読率（1か月の間に本を1冊も読まない児童・生徒の割合）	小4	7.1%（県平均比較＋2.2P）	県平均未満	秋田県学習状況調査
	小5	1.8%（県平均比較△5.5P）		
	小6	1.5%（県平均比較△7.8P）		
	中1	7.9%（県平均比較△2.1P）		
	中2	13.0%（県平均比較△0.7P）		
読書の好きな児童・生徒の割合	小4	83.1%（県平均比較＋0.1P）	県平均以上	秋田県学習状況調査
	小5	86.4%（県平均比較＋8.0P）		
	小6	82.5%（県平均比較＋8.1P）		
	中1	67.9%（県平均比較△5.0P）		
	中2	69.7%（県平均比較△2.6P）		
読書の好きな市民の割合		60.5%（県平均比較＋8.1P）	65.0%	市民意識調査

第５章　計画の進捗管理

計画の立案（Plan）、実行（Do）、目標達成状況の評価（Check）、必要に応じた取組内容の見直し（Action）等を行いながら、また、国や県、家庭、地域、学校等と連携し、こどもの読書活動を推進します。

＜計画の進捗管理体制＞

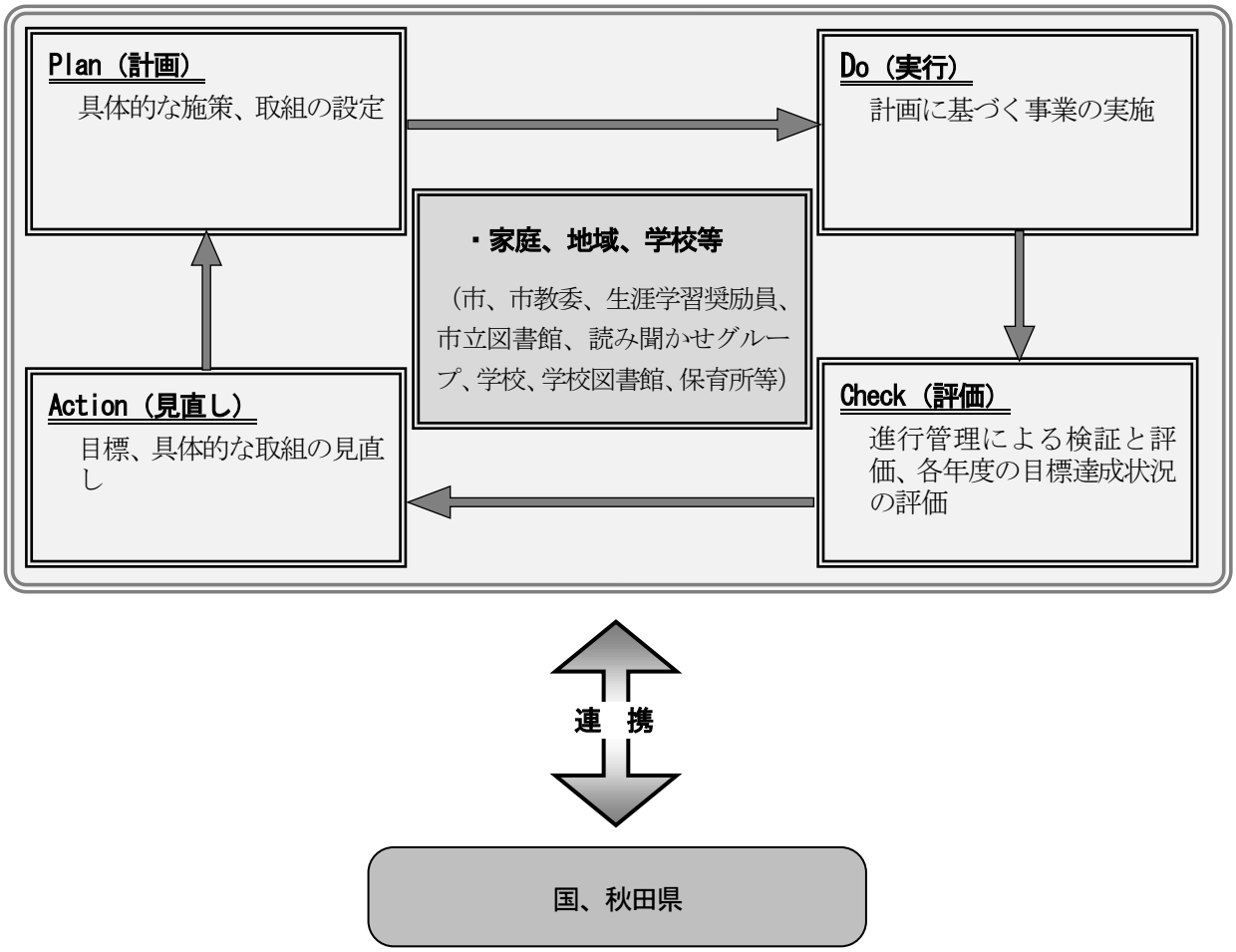

～ 本計画の“こども向け版”について ～

本市における読書が好きな児童、生徒の割合は概ね７０％から８０％前後（１２ページの参考③「本市における読書が好きな児童等の割合と秋田県平均との比較」）となっており、これは、児童、生徒の３人から５人に１人は読書が好きではない、あるいは３人から５人に１人へ読書の楽しさや大切さ等を伝えられていないという見方ができます。

一方、未就学児の読書については秋田県学習状況調査等の対象となっていないため、市独自でアンケートを実施したところ結果は次のとおりとなりました。

※未就学児の読書に関するアンケート結果等

1　アンケート対象者
　市立保育所にこどもを通わせている 129 世帯（R6.9.1 時点）

2　調査期間
　令和 6 年 9 月～10 月

3　回答率
　80.6%（104 世帯／129 世帯）

4　アンケート結果

（1）こどもの読書が大切だと思う割合

思　う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	思わない
75.0%（78 世帯）	25.0%（26 世帯）	0.0%（0 世帯）	0.0%（0 世帯）

（2）こどもの 1 日当たりの読書（読み聞かせを含む）の時間

1 時間超	1 時間以下	30 分以下	全くしない
0.0%（0 世帯）	4.8%（5 世帯）	68.3%（71 世帯）	26.9%（28 世帯）

（3）保護者の読書が大切だと思う割合

思　う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	思わない
51.9%（54 世帯）	42.3%（44 世帯）	4.8%（5 世帯）	1.0%（1 世帯）

アンケートに回答した世帯全てが、こどもの読書は大切だと“思う”“どちらかといえば思う”と回答した一方、こどもが読書（読み聞かせを含む）を“全くしない”と回答した世帯の割合は２６．９％（２８世帯）、概ね４世帯に１世帯という結果になりました。

また、こどもの読書が大切だと“思う”世帯の割合は７５．０％（７８世帯）と高い割合を示しているのに対し、保護者の読書が大切だと“思う”世帯の割合は５１．９％（５４世帯）と約半数になっており、こどもの読書活動を推進するには、読書に対する保護者の意識向上も図る必要があります。

これらの状況や本計画の基本的視点を踏まえ「第３次能代市こども読書活動推進計画～こども向け版～」を別に作成し、主に未就学児から小学生、保護者の皆様へ読書の楽しさや大切さ等をお伝えすることとしました。

第３次能代市こども読書活動推進計画

令和７（2025）年３月

発行・編集	能代市教育委員会　生涯学習・スポーツ振興課 〒018-3192 秋田県能代市二ツ井町字上台１番地１ 電話　0185-73-5285 MAIL　shou-supo@city.noshiro.lg.jp

（R7.2.17 能代市教育委員会定例会）

第３次能代市こども読書活動推進計画

～　こども向け版　～

読書をしてみよう！
新しい楽しさに触れてみよう！

楽しい“おまけ”も付いてるよ！

令和７（2025）年３月

能代市

能代市教育委員会

※本冊子は、主に未就学児から小学生、保護者のみなさんを対象に作成したものです。

はじめに

○みなさんは、お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、周りの大人たち、みんなの宝物です。そして、みなさんが豊かな心、健やかな体で、幸せな人生を歩むことは、大人たちみんなの願いです。

○最近は、地しんや大雨などの自然災害が多くなっているほか、新しい病気が出てきたり、物の値段が上がったりしています。みなさんが大人になるまで、これから先もいろいろなことが変わっていくことでしょう。そして、そのような中で活やくするのは、大人になったみなさんです。

○このため、能代市では、みなさんが読書をすることにより、知識や知恵、多様な発想力などを身に付け、将来豊かな心をもって活やくできるよう、この冊子を作成しました。

○読書は心も豊かにしてくれます。

読書が好きなみなさんは、この冊子を読んで、読書の楽しさや大切さをもう一度確認してみてください。

読書が苦手なみなさんは、この冊子を読んで、読書に興味をもち、本を手に取るところから始めてみてください。

そして、こどもも大人も、家族みんなで読書を楽しんでいただければと思います。

令和７（2025）年３月

能代市長　齊　藤　滋　宣

目　次

（１）なぜ読書をすすめるの？

・・・Ｐ１

（２）読書は勉強にも役立つの？

・・・Ｐ３

（３）マンガを読むのは？

・・・Ｐ５

（４）スマートフォンなどで読書をするのは？

・・・Ｐ６

（５）（お家の方へ）こどもが読書を好きになるにはどうしたらいいの？　・・・Ｐ８

（1）なぜ読書をすすめるの？

みなさんのお家の人や学校の先生は、みなさんに読書をすすめていると思います。

なぜだか知っていますか？

○一つ目の理由は、**読書はとても楽しいから**です。

(想像してみてください)

・絵本は、見るだけでも楽しいと思いませんか？

・読書をして、物事に気付くと楽しくなると思いませんか？うれしくなると思いませんか？

・読書をして、登場人物の気持ちや、いろいろな場面などをイメージするとワクワクすると思いませんか？

・お家の人といっしょに読書をすると、楽しい時間が増えると思いませんか？

おまけ（“どくしょ”４こまマンガど）

･･･３ページへつづく

○二つ目の理由は、**読書は、みなさんが大人になったときに役立つものをあたえてくれるから**です。

（想像してみてください。）

・読書をすることで、知識や知恵、新しい情報などが増えると思いませんか？

・登場人物の気持ちや、いろいろな場面を想像することで、自分で考える力がきたえられると思いませんか？

このほかにも、静かに読書をすることで心がおだやかになる、家族やお友達との会話がもっと楽しくなるなど、読書には良いところがたくさんあります。

もしかすると、大人には分からない良いところがまだまだたくさんあるかもしれません。

あなただけの読書の楽しみ方や、良いところを見付けてみませんか？

（2）読書は勉強にも役立つの？

みなさん、勉強は楽しいですか？楽しくないですか？
今は勉強が楽しくなくても、これから読書をすることで勉強が楽しく、面白くなるかもしれませんよ！？

○読書をすることで、

- **知識や知恵、新しい情報などを増やすことができます。**
- **言葉を多く覚えることができます。**
- **上手な作文を作ることができるようになります。**
- **自分の頭で考える力を身に付けることができます。**
- **上手な話し方ができるようになります。**
- **相手が何を言いたいのか、よく分かるようになります。**

※語い力、文章力、表現力、思考力、判断力、想像力、読解力、記憶力、集中力などを身に付けることができます。

おまけ（“どくしょ”４こまマンガ<）

･･･６ページへつづく

○勉強の前に読書をすることで、

・おだやかな気持ちで勉強することができます。

・集中して勉強することができます。

いかがですか？勉強に役立つこともたくさんありますね。

みなさんの年れいは、読書をする力、勉強をする力をのばす大チャンスです。

（3）マンガを読むのは？

みなさん、マンガが大好きですよね。大人たちもマンガが大好きです。

では、「マンガ」と「物語や小説など」、どうちがうのか知っていますか？

（「マンガ」と「物語や小説など」のちがい）

	マンガ	物語や小説など
見た目	○文字 ○絵	○主に文字
ストーリーの理解の仕方	○ストーリーの内容を、**文字と絵で理解する**ことができます。	○ストーリーの内容を、**文字と想像で理解する**ことができます。
ストーリーの楽しみ方	○**読むことと、見た目で楽しむ**ことができます。	○**読むことと、想像で楽しむ**ことができます。
その他	○お友達と楽しさを共感できます。	○**想像する内容は、人によってまったくちがいます。**（お友達と楽しさを共感できるほか、**おどろきや新しい気付き**があります。）

「マンガ」と「物語や小説など」、どちらが良くて、どちらが悪いということはありません。**「マンガ」だけを読む、「物語や小説など」だけを読むのではなく、どちらも楽しんで、両方の良いところにふれてみてください。**

おまけ（“どくしょ”４こまマンガ㋡）

・・・８ページへつづく

（4）スマートフォンなどで読書するのは？

みなさんの中には、スマートフォンを持っている人もいると思います。いろいろと便利ですよね。

では、「紙の本」と「電子書籍」、どうちがうのか知っていますか？

（「紙の本」と「電子書籍」のちがい）

	紙の本	電子書籍
形（素材）	○紙	○スマートフォンなどのデジタル画面
読み方	○左または右に、指全体を使ってページをめくります。	○縦または横に、一部の指を使ってスクロールします。
良いところ（メリット）	○**本にふれる肌の感覚も印象に残ります。**（本によって、ふれる感覚がそれぞれちがいます。） ○じっくりと**相手の話を聞くような気持ちになれます。**	○**いつでもどこでも読書できます。** ○時間がたっても古くなりません。 ○本を保管する場所が必要ありません。
良くないところ（デメリット）	○時間がたつと古くなります。 ○本を保管する場所が必要となります。	○**本にふれるという感覚がありません。（紙の本に比べると印象に残りにくいかもしれません。）**

「紙の本」と「電子書籍」、どちらにも良いところ（メリット）と良くないところ（デメリット）があります。**「紙の本」だけを読む、「電子書籍」だけを読むのではなく、どちらも楽しんで、両方の良いところにふれてみてください。**

おまけ（“どくしょ”４こまマンガよ）

・・・おしまい

（５）（お家の方へ）こどもが読書を好きになるにはどうしたらいいの？

読書が好きなこどもはたくさんいます。

こどもが読書を好きになるように、ご家庭でも幼少期から「読み聞かせ」をしたり、読書の楽しさなどを伝えてあげてください。

（大人が読書をすることも大切です。）

（幼少期における読書）

○幼少期に保護者等からの「読み聞かせ」を多く受けたこども、幼少期の読書量が多いこどもは、その後の読書量も多い傾向にあります。

○幼少期から、本が身近にある環境を整えるとともに、「読み聞かせ」等を通じてこどもとふれあうことや、一緒に読書を楽しむことが、こどもの読書活動にとって非常に大切となります。

○近年は、こどもがスマートフォン等のアプリを利用し一人で読書を楽しむ機会も多くなっています。現代の情報化社会においては、スマートフォン等を活用した読書も一定の有用性があると考えますが、特に幼少期では「読み聞かせ」等を通じた家族のふれあいが大切であり、このふれあいの中で読書をいかに習慣づけられるかが重要となります。

（こどもによる自発的な読書）

○蔵書が多い家庭、保護者が本を読む楽しさや大切さ等を伝えている家庭のこどもは、読書量が多い傾向にあります。

○保護者が読書を楽しみ、読書をする姿をこどもに示すことで、こどもは読書に対する興味を持ち始めます。また、本を読む楽しさや大切さ等を丁寧に伝えながら読書を勧めることで自発的な読書につながります。

○こどもと一緒に読書をする、こどもと一緒に図書館を利用するなどにより、こどもは本を身近に感じるようになります。また、家族みんなで読書をし、感想を語り合うことにより、家族のコミュニケーションにもつながります。

おまけ（ぬり絵①“白神ねぎのん”だよ）

©能代市

おまけ（ぬり絵②“秋田県”だよ）

本を一冊読んだら、一つの市町村に色をぬりましょう。
全部ぬると、２５冊読んだことになるよ。

全部ぬったら、切り取ってパズルにしても楽しいよ！

第３次能代市こども読書活動推進計画　　～　こども向け版　～
令和７（2025）年３月

発行・編集	能代市教育委員会　生涯学習・スポーツ振興課 〒018-3192 秋田県能代市二ツ井町字上台１番地１ 電話　0185-73-5285 MAIL　shou-supo@city.noshiro.lg.jp

議案第１１号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　高　橋　誠　也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

別紙

議案第　　号

能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）の請負契約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び能代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年能代市条例第４１号）第２条の規定により、次のとおり変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和７年２月２５日提出

能代市長　　齊　藤　滋　宣

１　工　事　名　　能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）

２　契 約 金 額　　４３６，１３９，０００円

３　契約の相手方　　能代市万町４番２９号
中田・大高・サンワ特定建設工事共同企業体
代表者　中田建設株式会社　能代本店
能代本店長　後　藤　健　二

４　工 事 場 所　　能代市総合体育館地内

提案理由

能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）の請負契約について、設計の変更が生じたことから契約の変更をしようとするものである。

参考

（議案第　　号）

題　　目	能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）の請負契約の変更について
理　　由	能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）の請負契約について、設計の変更が生じたことから契約の変更をしようとするものです。
主 な 内 容	○請負契約（変更）の内容 １．工　事　名　　能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事） ２．契 約 金 額　　４３６，１３９，０００円 （変　更　前　　４３５，６００，０００円 増　　額　　５３９，０００円） ３．契約の相手方　　能代市万町４番２９号 中田・大髙・サンワ特定建設工事共同企業体 代表者　中田建設株式会社　能代本店 能代本店長　後　藤　健　二 ４．工 事 場 所　　能代市総合体育館地内
その他参考事項	○仮契約（変更）年月日　　令和７年２月５日

議案第１２号

令和６年度能代市一般会計補正予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和６年度能代市一般会計補正予算（第１０号）歳入内訳

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補 正 額	計	説　　明	
14款　国庫支出金					
2項　国庫補助金					
7目　教育費国庫補助金	33,128	△1,130	31,998	○中学校費補助金	
				要保護児童生徒援助費補助金	△30
				○社会教育費補助金	
				史跡檜山安東氏城館跡整備費補助金	△ 1,100
16款　財産収入					
1項　財産運用収入					
2目　利子及び配当金	12	227	239	○基金利子	
				ふるさと創生基金利子	103
				奨学基金利子	93
				ふるさと人材育成・定住促進奨学基金利子	31
17款　寄附金					
1項　寄附金					
4目　教育費寄附金	100	7,400	7,500	○教育総務費寄附金	
				奨学基金寄附金	3,000
				小学校寄附金	300
				企業版ふるさと納税寄附金	1,300
				中学校寄附金	800
				○社会教育費寄附金	
				図書購入費寄附金	2,000
18款　繰入金					
2項　基金繰入金					
3目　公共施設解体基金繰入金	6,800	△685	6,115	○公共施設解体基金繰入金	
				公共施設解体基金繰入金	△685
5目　ふるさと納税基金繰入金	54,657	△3,176	51,481	○ふるさと納税基金繰入金	
				ふるさと納税基金繰入金	△3,176
6目　ふるさと創生基金繰入金	6,742	△2,720	4,022	○ふるさと創生基金繰入金	
				ふるさと創生基金繰入金	△2,720
12目　奨学基金繰入金	32,736	△900	31,836	○奨学基金繰入金	
				奨学基金繰入金	△900

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補 正 額	計	説　　明	
20款　諸収入					
3項 貸付金元利収入					
3目　教育費貸付金元利収入	48,356	3,112	51,468	○奨学金貸付金元利収入	
				奨学金貸付金返還金	1,572
				ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付金返還金	1,540
5項 雑入					
4目　雑入	175,598	△20	175,578	○雑入	
				保険料繰替金戻入	△20
21款　市債					
1項　市債					
8目　教育債	876,800	△21,800	855,000	○教育総務債	
				閉校校舎解体事業債	△2,400
				○中学校債	
				学校施設整備事業債	△3,500
				○社会教育債	
				文化会館改修事業債	△6,300
				向能代公民館改築事業債	△4,900
				公民館冷暖房整備事業債	△2,900
				公民館解体事業債	△2,800
				檜山安東氏城館跡保存管理事業債	1,000

令和６年度能代市一般会計補正予算（第１０号）歳出内訳

５款　労働費　　１項　労働施設費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	説　明	
1　勤労青少年ホーム費	7,370	31	7,401	施設管理費	31
2　働く婦人の家費	10,280	31	10,311	施設管理費	31

１０款　教育費　　１項　教育総務費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	説　明	
2　事務局費	307,512	△9,297	298,215	職員人件費	△8,324
				車両管理費	△827
				閉校校舎解体事業費	△3,311
				過年度国庫負担金等返還金	3,165
3　教育助成費	134,026	△818	133,208	奨学金貸付事業費	△900
				奨学基金積立金	4,665
				ふるさと人材育成・定住促進奨学基金積立金	1,571
				奨学金返還助成事業費	△3,555
				中学校体育連盟等補助金	△2,599
4　教育研究所費	302,075	△1,928	300,147	心のケア充実事業費	8
				スクールＤＸ推進事業費	△1,936

１０款　教育費　　２項　小学校費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	説　明	
1　学校管理費	179,933	△40	179,893	小学校管理費	△90
				小学校健康管理費	50
2　教育振興費	60,851	△1,519	59,332	要保護及び準要保護児童生徒援助費	△1,519

１０款　教育費　　３項　中学校費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	説　明	
1　学校管理費	142,130	△3,571	138,559	中学校管理費	△3,621
				中学校健康管理費	50

１０款　教育費　　３項　中学校費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	説　　明
2　教育振興費	90,958	△2,766	88,192	要保護及び準要保護児童生徒援助費 △2,766

１０款　教育費　　４項　社会教育費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	説　　明
1　社会教育総務費	249,853	△5,413	244,440	施設管理費 89 サン・ウッド管理費 100 生涯学習推進事業費 △190 家庭教育支援事業費 △70 成人式費 △50 檜山安東氏城館跡保存管理事業費 △1,572 市民文化振興費 △1,000 能代市文化財資料収蔵庫管理費 △2,720
2　公民館費	345,909	△11,337	334,572	管理運営費 △5,875 向能代公民館改築事業費 △5,462
3　文化会館費	105,954	△6,228	99,726	管理運営費 141 自家発電設備等改修事業費 △6,369
4　図書館費	111,757	△767	110,990	管理運営費 △767
5　子ども館費	27,103	228	27,331	施設管理費 228

１０款　教育費　　５項　保健体育費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	説　　明
1　保健体育総務費	66,279	△575	65,704	体育振興費 △119 生涯スポーツ推進事業費 △150 地域スポーツクラブ活動体制整備事業費 △191 バスケの街づくり事業費 △115
2　体育施設費	833,659	△2,130	831,529	管理運営費 △2,130

議案第１３号

令和７年度能代市一般会計予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和７年２月１７日提出

能代市教育委員会教育長　　高　橋　誠　也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和７年度 能代市一般会計予算 歳入内訳

（単位：千円）

款　項　目	本年度	前年度	比　較	説　　明
12款 分担金及び負担金				
1項 負担金				
3目 教育費負担金	821	861	△40	○小学校費負担金
				日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ個人負担金　506
				○中学校費負担金
				日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ個人負担金　315
13款 使用料及び手数料				
1項 使用料				
4目 労働使用料	2	3	△1	○労働施設使用料
				行政財産使用料　2
9目 教育使用料	3,986	3,837	149	○教育総務使用料
				行政財産使用料　26
				○小学校使用料
				行政財産使用料　17
				○中学校使用料
				行政財産使用料　11
				○社会教育使用料
				公民館使用料　885
				サン・ウッド使用料　2,026
				子ども館プラネタリウム観覧料　604
				伝承ホール使用料　89
				行政財産使用料　130
				○保健体育使用料
				行政財産使用料　198
14款 国庫支出金				
2項 国庫補助金				
8目 教育費国庫補助金	151,605	16,688	134,917	○教育総務費補助金
				へき地児童生徒援助費等補助金　3,900
				○小学校費補助金
				要保護児童生徒援助費補助金　79
				特別支援教育就学奨励費補助金　501
				○中学校費補助金
				要保護児童生徒援助費補助金　274
				特別支援教育就学奨励費補助金　506
				学校施設環境改善交付金　70,468
				○社会教育費補助金
				埋蔵文化財発掘調査費補助金　4,313
				史跡檜山安東氏城館跡整備費補助金　39,515
				○保健体育費補助金
				物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　32,049
15款 県支出金				
2項 県補助金				
7目 教育費県補助金	10,179	8,740	1,439	○教育総務費補助金
				地方スポーツ振興費補助金　3,244
				文化芸術振興費補助金　294
				○社会教育費補助金
				学校・家庭・地域連携総合推進事業費補助金　6,048
				埋蔵文化財発掘調査費補助金　593
3項 県委託金				
7目 教育費県委託金	9	18	△9	○社会教育費委託金
				県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等許可等事務委託金　9

（単位：千円）

款　項　目	本年度	前年度	比　較	説　　明
16款 財産収入				
1項 財産運用収入				
2目 利子及び配当金	653	12	641	○基金利子 ふるさと創生基金利子 295 奨学基金利子 265 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金利子 90 能代市学校教育施設整備基金利子 3
18款 繰入金				
2項 基金繰入金				
3目 公共施設解体基金繰入金	3,660	6,800	△3,140	○公共施設解体基金繰入金 公共施設解体基金繰入金 3,660
4目 地域振興基金繰入金	7,699	9,015	△1,316	○地域振興基金繰入金 地域振興基金繰入金 7,699
5目 ふるさと納税基金繰入金	125,714	54,657	71,057	○ふるさと納税基金繰入金 ふるさと納税基金繰入金 125,714
6目 ふるさと創生基金繰入金	5,625	6,742	△1,117	○ふるさと創生基金繰入金 ふるさと創生基金繰入金 5,625
12目 奨学基金繰入金	34,488	32,736	1,752	○奨学基金繰入金 奨学基金繰入金 34,488
13目 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金	30,000	30,000	0	○ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金 30,000
20款 諸収入				
3項 貸付金元利収入				
3目 教育費貸付金元利収入	50,383	48,356	2,027	○奨学金貸付金元利収入 奨学金貸付金返還金現年分 20,298 ○ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付金元利収入 ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付金返還金現年分 30,085
5項 雑入				
4目 雑入	37,510	175,013	△137,503	○雑入 デジタル基盤改革支援補助金 1,980 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者支出分充当補助金 96 特別支援教育推進事業費負担金 2,919 学校給食費負担金 28,760 自家用発電売電料金(子ども館) 20 保険料繰替金戻入 1,546 燃料費繰替金戻入 249 光熱水費繰替金戻入 1,599 電話料繰替金戻入 187 コピー料繰替金戻入 154

（単位：千円）

款　項　目	本年度	前年度	比　較	説　　明
21款 市債				
1項 市債				
8目 教育債	1,440,300	876,800	563,500	○教育総務債
				スクールバス購入事業債　7,100
				閉校校舎解体事業債　31,500
				○小学校債
				学校施設整備事業債　1,100
				○中学校債
				学校施設整備事業債　326,700
				○社会教育債
				文化会館改修事業債　312,800
				向能代公民館改築事業債　118,200
				指定避難所環境整備事業債　7,300
				檜山安東氏城館跡保存管理事業債　14,900
				○保健体育債
				共同調理場設備整備事業債　48,900
				能代市総合体育館改修事業債　571,800

令和７年度 能代市一般会計予算 歳出内訳

５款　労働費　　１項　労働施設費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	説　明	
1　勤労青少年ﾎｰﾑ費	7,295	7,313	△18	施設管理費	7,295
2　働く婦人の家費	11,220	10,242	978	施設管理費	11,220

１０款　教育費　　１項　教育総務費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	説　明	
1　教育委員会費	1,968	1,968	0	教育委員費	1,968
2　事務局費	313,436	303,091	10,345	教育長人件費	14,405
				職員人件費	228,855
				事務費	3,327
				車両管理費	24,052
				施設管理費	1,121
				能代教育事務所費	221
				閉校校舎解体事業費	35,710
				学校施設等環境整備事業費	5,742
				学校教育施設整備基金積立金	3
3　教育助成費	140,739	133,926	6,813	奨学金貸付事業費	34,975
				ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付事業費	30,010
				奨学基金積立金	20,563
				ふるさと人材育成・定住促進奨学基金積立金	30,175
				奨学金返還助成事業費	15,128
				中学校体育連盟等補助金	9,888
4　教育研究所費	298,731	281,988	16,743	職員人件費	229,569
				事務費	708
				外国語教育推進事業費	2,557
				心のケア充実事業費	1,279
				日本語学習支援事業費	12
				特別支援教育推進事業費	2,035
				先進地区教育交流事業費	579
				ふるさとキャリア教育推進事業費	2,186
				コミュニティ・スクール推進事業費	454
				スクールＤＸ推進事業費	59,352

１０款　教育費　　２項　小学校費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	説　明	
1　学校管理費	186,517	174,794	11,723	職員人件費	3,993
				小学校管理費	172,888
				小学校健康管理費	9,636

１０款　教育費　　２項　小学校費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	説　　明
2　教育振興費	31,511	60,851	△29,340	要保護及び準要保護児童生徒援助費 10,012 特別支援教育就学奨励費 1,004 振興費 19,798 遠距離通学費 697

１０款　教育費　　３項　中学校費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	説　　明
1　学校管理費	543,339	139,029	404,310	職員人件費 3,934 中学校管理費 532,076 中学校健康管理費 7,329
2　教育振興費	44,638	86,430	△41,792	要保護及び準要保護児童生徒援助費 21,245 特別支援教育就学奨励費 1,014 振興費 21,504 遠距離通学費 875

１０款　教育費　　４項　社会教育費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	説　　明
1　社会教育総務費	316,085	252,327	63,758	社会教育委員費 269 文化財保護審議会委員費 100 職員人件費 172,936 施設管理費 8,932 サン・ウッド管理費 5,146 生涯学習推進事業費 373 家庭教育支援事業費 233 地域と学校の連携・協働体制構築事業費 9,868 青少年健全育成事業費 518 成人式費 904 読書活動推進事業費 442 文化財保護費 1,760 古木・名木保全事業費 317 檜山安東氏城館跡保存管理事業費 70,421 埋蔵文化財調査事業費 1,432 民俗芸能等振興費 842 市民文化振興費 6,939 文化財資料収蔵庫管理費 5,625 能代山本広域市町村圏組合負担金 29,028
2　公民館費	245,632	344,941	△99,309	管理運営費 111,925 活動事業費 2,044 向能代公民館改築事業費 131,663
3　文化会館費	447,239	102,037	345,202	管理運営費 92,942 文化会館改修事業費 3,225 自家発電設備等改修事業費 310,118 フルコンサートグランドピアノ整備事業費 40,954

１０款　教育費　　４項　社会教育費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	説　　明	
4　図書館費	106,615	107,314	△699	図書館協議会委員費	92
				職員人件費	26,928
				管理運営費	79,595
5　子ども館費	27,780	27,132	648	子ども館運営協議会委員費	29
				職員人件費	8,508
				事務費	328
				施設管理費	13,418
				活動事業費	5,497

１０款　教育費　　５項　保健体育費　　（単位：千円）

目	本年度	前年度	比　較	説　　明	
1　保健体育総務費	66,739	69,432	△2,693	スポーツ推進委員費	1,321
				職員人件費	36,959
				体育振興費	2,460
				生涯スポーツ推進事業費	12,606
				地域スポーツクラブ活動体制整備事業費	6,851
				バスケの街づくり事業費	3,242
				能代ｶｯﾌﾟ高校選抜ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ大会補助金	3,300
2　体育施設費	891,776	833,659	58,117	管理運営費	316,346
				能代市総合体育館大規模改修事業費	571,943
				赤沼球場改修調査事業費	3,487
3　学校給食費	498,618	436,654	61,964	職員人件費	27,365
				学校給食管理費	225,408
				学校給食管理費（調理機器等更新）	48,925
				学校給食無償化事業費	193,091
				車両管理費	3,829

【繰越明許費】　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
１０　教育費	４　社会教育費	自家発電設備等改修事業費	310,118

【債務負担行為】　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限度額
能代市奨学金貸付金	令和７年度～令和８年度	12,000
能代市奨学金返還助成金（令和７年度設定）	令和７年度～令和１７年度	38,750